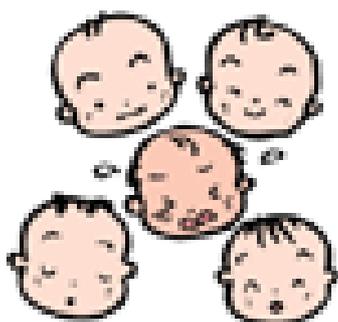


清瀬市母子保健計画 素案

健やか親子・きよせ21

すべての子どもが健やかに育ち
誰もが育児を
楽しく思えるまち



清 瀬 市

目 次

第 1 章	計画の見直しにあたって	
1	計画の趣旨	2
2	計画の基本的性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	.. 3
5	他の諸計画との関係	3
第 2 章	親子をとりまく現状と課題	
1	人口動態	4 ~ 5
2	母子保健に関する統計指標	6 ~ 10
3	市民の意識調査	11 ~ 17
4	その他の関係指標	18 ~ 25
第 3 章	「健やか親子・きよせ 2 1」計画の基本理念	
1	計画の基本体系 26 ~ 27
2	計画の基本理念と目標	28
第 4 章	母子保健にかかわる現状と目標	
1	地域ぐるみで子育てができるまち	29 ~ 30
2	生涯を通じた心とからだの健康づくり	30 ~ 32
3	子どもを育てやすい環境づくり	32 ~ 33
4	保健・医療・福祉・教育機関の連携	33 ~ 34
第 5 章	「健やか親子・きよせ 2 1」計画の推進目標	
1	母子保健の具体的指標と目標	41 ~ 44
第 6 章	施策の推進体制	
1	体制の整備	45
2	母子保健計画に基づく推進	
3	人材の確保及び資質の向上	
4	普及啓発	

附属資料

清瀬市母子保健計画策定委員会設置要綱
清瀬市母子保健計画策定委員会の開催経過
平成 19 年度母子に関わる市の取り組み状況一覧
清瀬市母子保健改定のためのアンケート調査

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画の趣旨

1 計画改定の趣旨

平成9年の母子保健法及び地方自治法の改正により、住民に身近な市町村が実施主体として母子保健計画を策定し、各種の母子保健事業を展開してきました。

現行の母子保健計画策定から5年が経過し、社会環境や育児に対する考え方も変わってきています。

国においては、平成12年11月に21世紀の母子保健にかかわる国民運動計画「健やか親子21」を策定し、乳幼児の事故死、思春期における健康問題ならびに親子の心の問題などの課題を整理し、母子保健の方向性を明確に示しています。事業量についての目標設定ではなく、成果としての子どもや親の健康状態を目標にしています。これら目標の指標がどのように推移しているかを把握することにより、母子保健活動の成果を評価することが可能になります。活動評価するとともに、効果的な事業の実施に資する基礎データにもなります。

こうした状況を踏まえて、本計画の見直しにあたり、市民の意識調査なども行い、母子保健をめぐる環境の変化と市の特性や実状に即しながら、新しい母子保健分野での取り組みと目標を定め、母子保健計画の改定を行い推進するものです。

2 計画の基本的性格

- (1) この母子保健計画「健やか親子 きよせ21」(以下「計画」)は、清瀬市の基本構想である『羽ばたけ未来 みどり豊かな文化都市』の将来像とそれを達成するためのまちづくりの理念及び基本目標を前提とした計画です
- (2) この計画は、母子保健法及び新たな国民運動計画「健やか親子21」で示された基本理念、課題などを踏まえて計画したものです。
- (3) この計画は、「誰もが楽しく育児ができ、すべての子どもが健やかに育つまち」を目指し、今後の母子保健施策の方向性と目標を具体的に定めたものです。
- (4) この計画は、今後の社会情勢や市域の変化などにより適宜内容等を見直し、母子保健の充実と向上を図るものとしします。

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から24年度までの5年間の計画です。

4 計画の対象

この計画では、妊婦、乳児・幼児から思春期の子どもと保護者および家族とそれらの親子をささえる市民並びに関係機関を対象とします。

5 他の諸計画との関係

国の「健康日本21」「健やか親子21」、東京都の「東京健康推進プラン21」「保健医療計画」及び清瀬市の「福祉総合計画」（「児童育成計画」・「障害者福祉計画」）との整合性を図ります。

第2章 親子をとりまく現状と課題

1 人口動態

1 年齢別人口

昭和50年～平成18年までの清瀬市の人口を年齢別3区分別みると、表1のとおりです。

表1 年齢(3区分)別人口

(単位：人)

		清瀬市					東京都
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成18年	平成18年
総数		63,814	66,812	65,841	67,769	72,597	12,677,920
年少人口	0歳～14歳	13,747	11,004	9,789	9,025	9,748	1,499,201
生産年齢人口	15歳～64歳	45,501	49,521	48,206	46,524	47,696	8,799,569
高齢人口	65歳以上	4,566	6,287	7,846	12,220	15,153	2,379,142

東京都統計協議会『東京都市統計』、東京都健康局『人口動態統計年報速報(概数)』
清瀬市『統計きよせ』

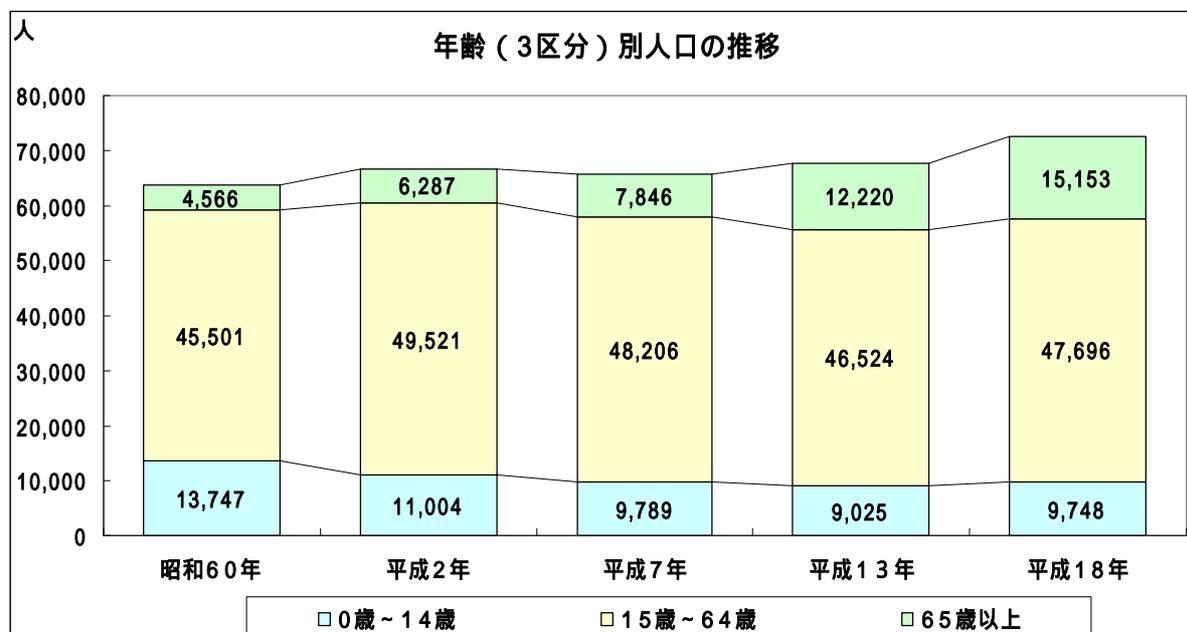
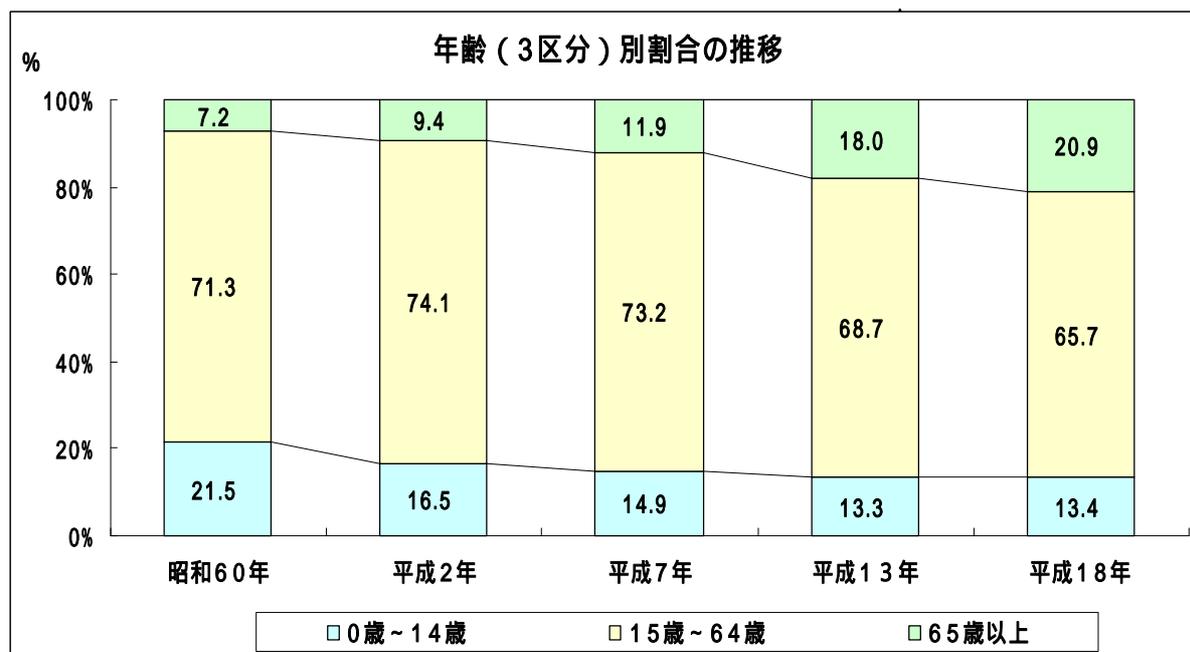


図 1

2 年齢（3区分）別割合

年齢3区分別人口の構成割合を見ると、平成18年は年少人口が13.4%、生産年齢人口65.7%、老年人口18.8%です。昭和60年に比べて年少人口の割合は8.1%、生産年齢人口の割合は5.6%それぞれ低下していますが、老年人口の割合は13.7%上昇しており、人口の高齢化が確実に進んでいます。

		清 瀬 市					東京都
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成18年	平成18年
年少人口	0歳～14歳	21.5	16.5	14.9	13.3	13.4	11.8
生産年齢人口	15歳～64歳	71.3	74.1	73.2	68.7	65.7	69.4
老齢人口	65歳以上	7.2	9.4	11.9	18.0	20.9	18.8



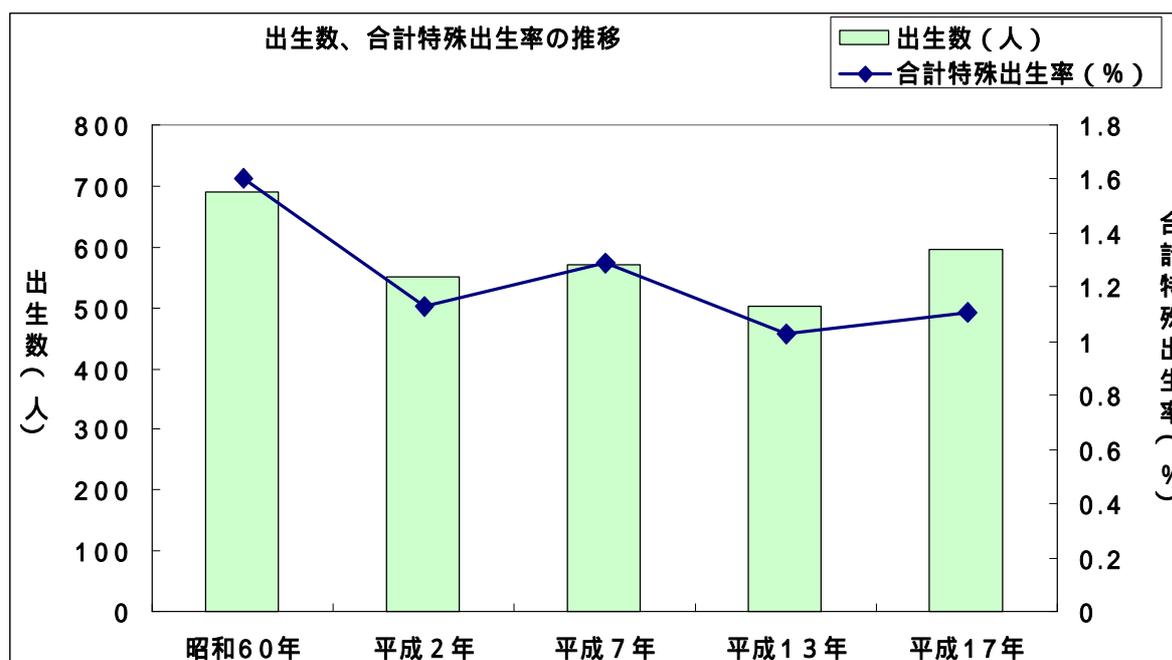
2 母子保健に関する統計指標

1 出生数、出生率及び合計特殊出生率

清瀬市の平成17年の出生数は597人で、平成13年より増加しています。合計特殊出生率は、東京都をみると昭和50年に1.63と2.00を下回ってから低下を続け、平成17年には0.98にまで低下しています。近年の合計特殊出生率の低下は、主として20歳代を中心とした出生率の低下によるものです。

表 3 出生数、出生率及び合計特殊出生率

	清瀬市					東京都
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年
出生数(人)	691	551	570	503	597	96,553
出生率(人口千対)	10.6	8.4	8.3	7.3	8.1	7.9
合計特殊出生率(%)	1.6	1.13	1.29	1.03	1.11	0.98



東京都健康局『人口動態統計年報速報(概数)』
東京都多摩東村山保健所『事業概要』より

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数。

2 母親の年齢別出生数

現在、母親が25～34歳で出産する割合が最も高くなっています。しかし、20歳代の出生の割合を昭和50年と平成17年で比較すると、同様に減少しているのに対し30歳代の出生の割合は増加しており、子どもを出産する年齢は上昇しています。

表 4 母親の年齢別出生数

		清瀬市					東京都
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年
総数		691	564	558	503	597	96,542
内 訳	15歳未満	0	1	0	0	0	3
	15～19歳	11	6	4	5	6	920
	20～24歳	114	68	76	60	54	7,609
	25～29歳	285	219	224	180	189	25,913
	30～34歳	205	208	186	177	256	39,733
	35～39歳	68	51	57	72	86	19,439
	40～44歳	8	11	11	9	6	2,828
	45～49歳	0	0	0	0	0	81
	50歳以上	0	0	0	0	0	14
不詳		0	0	0	0	0	2

東京都健康局『人口動態統計年報速報(概数)』
東京都多摩東村山保健所『事業概要』より

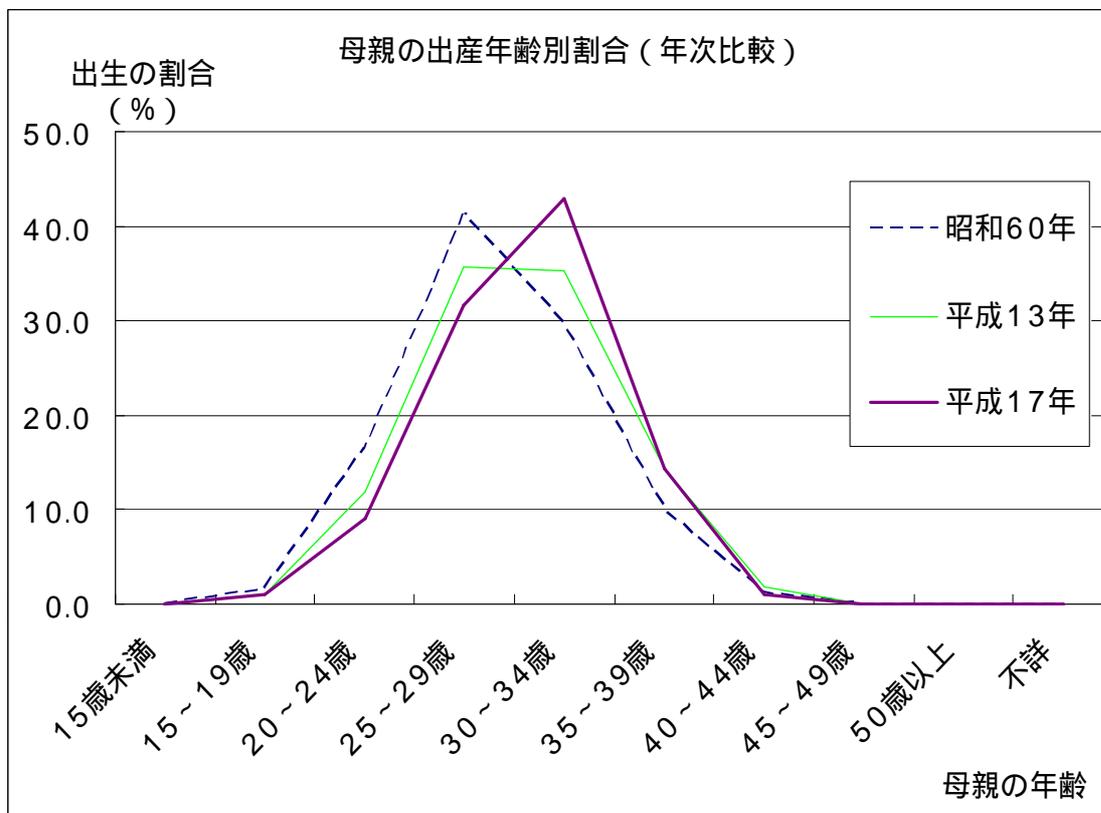


図 4

3 出生順位別、出生数

第1子の割合を平成2年と平成17年を比較すると40.2%から50.1%へ約10%も上昇しているのに対し、第2子は40.4%から37.9%と2.5%減少しています。

表5は出生した子が、その子の母親の何番目の子(死産を除く)に当たるかを表しています。

表5 出生順位別、出生数

(単位:人)

		清瀬市				東京都	
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年
総数		691	564	558	503	597	96,542
内訳	第1子	297	227	257	225	299	52,039
	第2子	278	228	228	202	226	33,696
	第3子以上	116	109	73	76	72	10,807

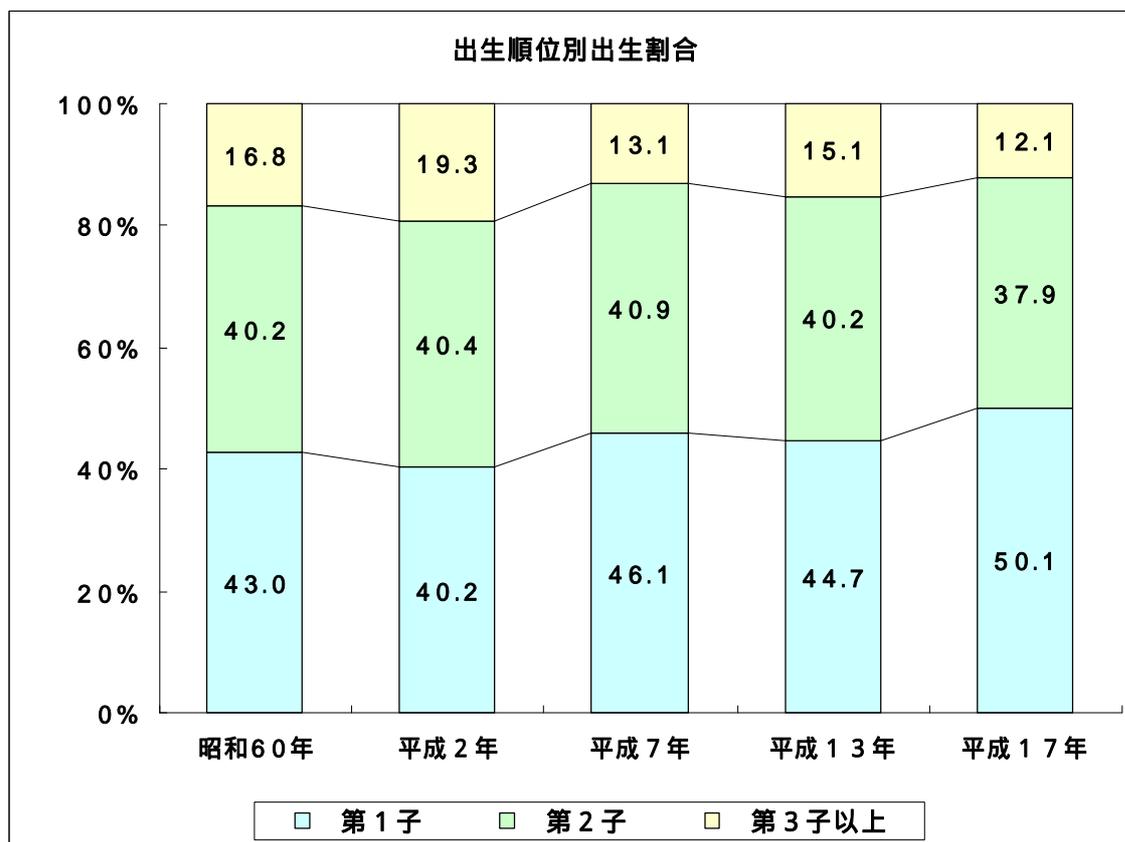


図5

4 自然及び人工別死産数

表6 自然—人工別、死産数

		清瀬市					東京都
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年
総数		33	15	17	14	17	2,841
内 訳	自然死産	16	7	9	9	8	1,293
	人工死産	17	8	8	5	9	1,548

死産率は通常、出産（出生＋死産）千対の率で表される。

東京都健康局『人口動態統計年報速報（概数）』

東京都多摩東村山保健所『事業概要』より

東京都多摩小平保健所事業概要

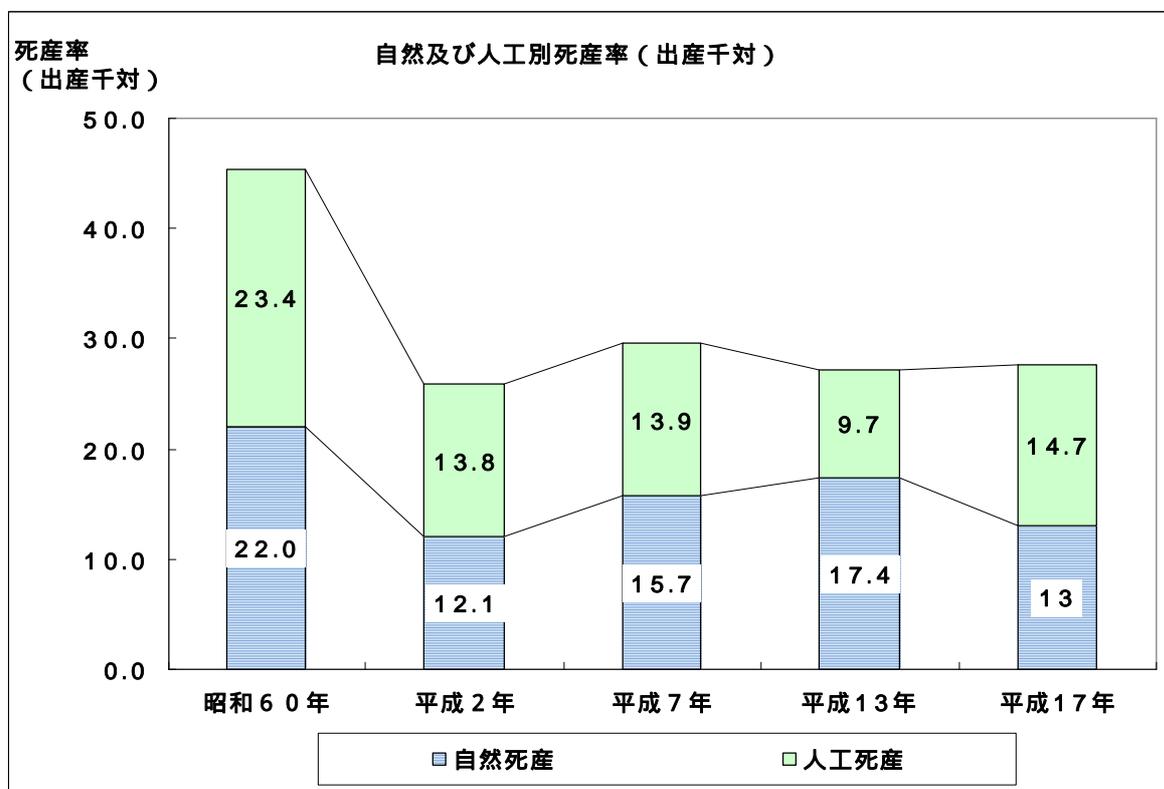


図 6

5 死亡（乳児・新生児・周産期）数

乳児死亡数はほぼ横ばいですが、平成15年の原因は先天性奇形、染色体異常となっています。新生児死亡は近年0でしたが、平成17年は心臓の奇形により1となりました。

表 7 - 1 死亡（乳児・新生児・周産期）数

(単位：人)

	清 瀬 市					東京都	
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年	
乳児死亡	4	1	1	1	1	257	
新生児死亡	3	1	1	0	1	129	
周産期死亡	14	1	2	5	4	463	
内 訳	妊娠満22週以後	8	0	1	5	3	372
	生後1週未満	6	1	1	0	1	91

表 7 - 2 死亡（乳児・新生児・周産期）率

(出産千対)

	清 瀬 市					東京都	
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年	
乳児死亡	5.8	1.8	1.8	2.0	1.7	2.7	
新生児死亡	4.3	1.8	1.8	0.0	1.7	1.3	
周産期死亡	20.3	1.8	3.6	9.8	6.7	4.8	
内 訳	妊娠満22週以降	11.6	0.0	1.8	9.8	5.0	3.8
	生後1週未満	8.7	1.8	1.8	0.0	1.7	0.9

東京都健康局『人口動態統計年報速報（概数）』
東京都多摩東村山保健所『事業概要』より

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠22週以降の死産数} + \text{生後1週未満の死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{妊娠22週以降の死産数}} \times 1000$$

3 市民の意識調査

1 調査の目的

市民の妊娠、出産、育児など母子保健、医療等に関わる状況と保健サービス等に対する意見・要望などを把握し、清瀬市保健計画改定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 調査対象及び調査方法等

調査の対象は、市内の乳幼児健康診査対象児のいる世帯で、アンケート調査票を保護者に配布、回収しました。

調査対象別の調査方法等は下記のとおりです。

1) 乳幼児健康診査アンケート(対象者785人)

3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の受診児の保護者にアンケート調査を実施

調査方法 : 個別郵送配布を行い、乳幼児健康診査時に回収

調査期間 : 平成19年4月3日(火)～8月28日(火)

回収率: 回答数727人92.6%

2) 母子保健計画改定のためのアンケート(対象者304人)

3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の受診児の保護者にアンケート調査を実施

調査方法 : 個別郵送配布を行い、乳幼児健康診査時に回収

調査期間 : 平成19年6月19日(火)～8月7日(火)

回収率: 回答数278人91.4%

3 調査内容

- (1) 対象者の属性
- (2) 妊娠時のこと
- (3) 育児の状況のこと
- (4) 子育てに関する気持ちのこと
- (5) 食習慣、睡眠のこと
- (6) 医療に関すること
- (7) 歯科に関すること
- (8) 予防接種のこと
- (9) 保健サービスの利用状況のこと

4 調査結果

アンケート調査の回答を各項目別に単純集計し、その結果から現状と課題を子育てに関する意識、育児の満足度など8項目に区分し考察しました。

1 回収率、基本的属性

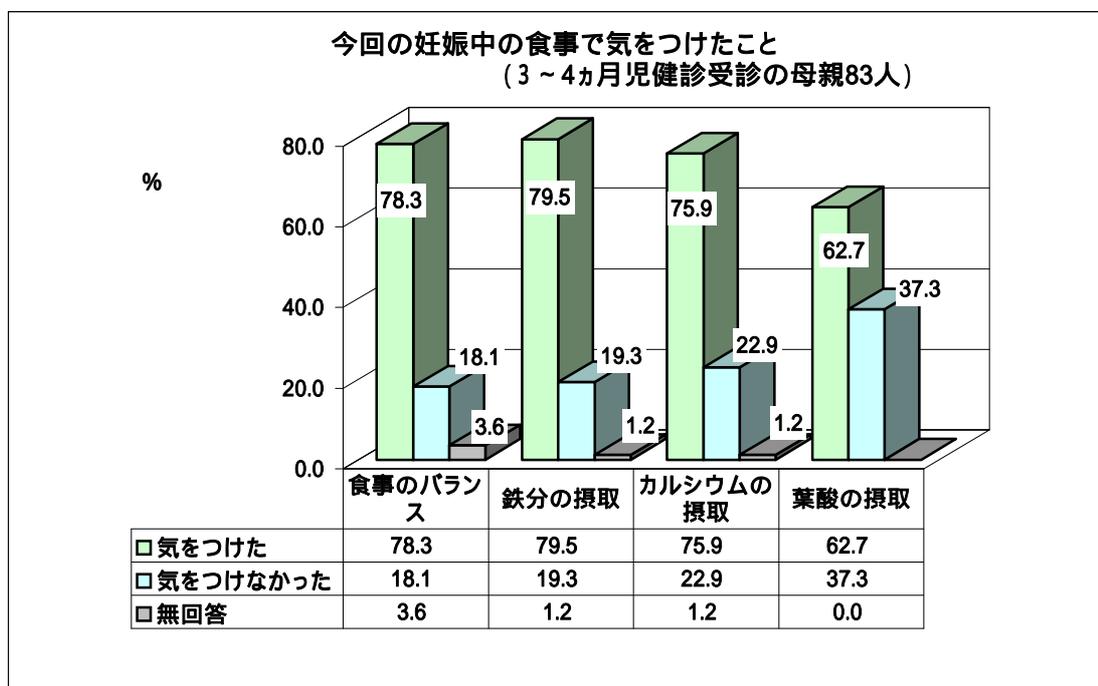
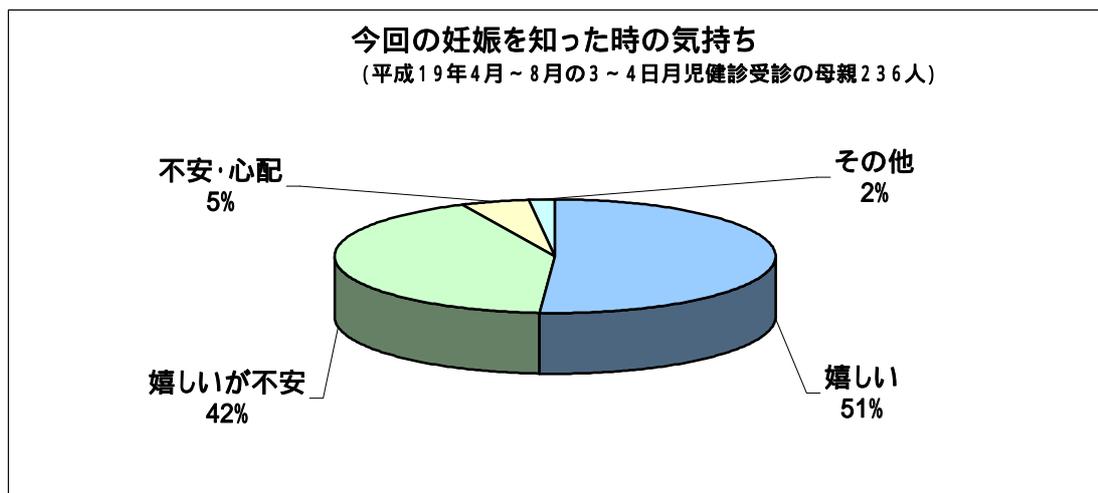
本調査の回答数は、727人であり乳幼児健康診査(対象者785人)回収率は、92.6%と比較的高くなっています。子どもの年齢によっては対象の背景に考慮

が必要なものの、未就学の子どもを持つ保護者のかなり代表性のある回答が得られたと考えられます。

回答者は母親がほとんどでした。

2 子育てに関する意識、不安

妊娠がわかった時の気持ちは、「嬉しい気持ち」51%、「嬉しかったが、不安や心配もあった」が42%で、「不安や心配の気持ちが強かった」が5%あり、何らかの不安や心配を感じる人が半数近くを占めています。妊娠中のアプローチの重要性がわかります。



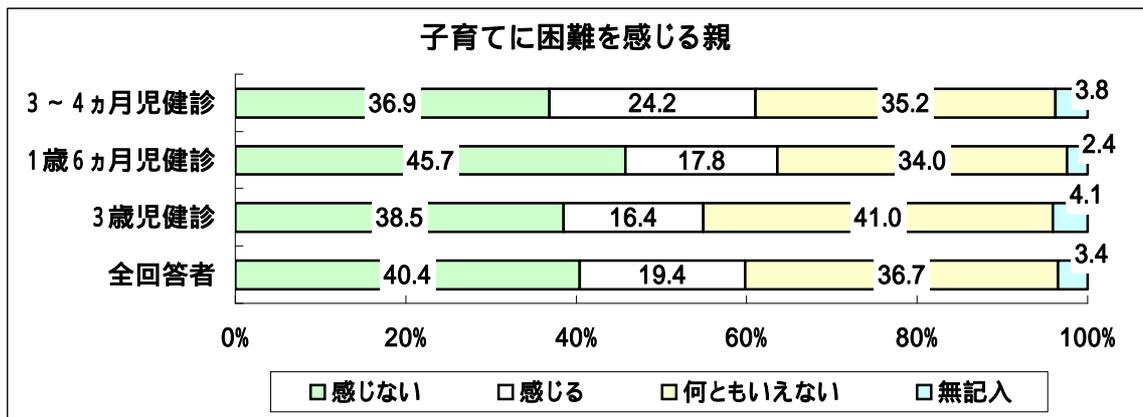
3～4ヵ月児健診対象者(平成19年6月～8月)の母親が妊娠中に、食事のバランス・鉄分・カルシウム・葉酸の摂取に気をつけたかという調査では、約63%から80%の方が気をつけていると答えています。しかし気持ちがあっても実践する方は

決して多いとはいえないといわれています。今後、食の大切さを特に若い女性・男性に知ってもらうための施策が必要となります。

妊娠中の喫煙・飲酒も減少し、夫の喫煙も下がってきています。

子育てに関する気持ちでは、「子育てについて困難を感じる」19.4%「何ともいえない」が36.7%となっています。子育てによる精神的ストレスで悩んだ親の割合は、増えてきています。このことから多くの母親が、心身ともにストレスを感じている様子がうかがえます。早期に母親自身への心のケアや、より身近な地域での育児支援が大切であることが示唆されています。(乳幼児健康診査アンケートより)

両親学級を4日間コース5回行っていたのを、出産後の育児・妊娠中からの仲間づくりを目的に2日間コース6回に変更し、また、夫・パートナーも参加しやすい日程を取り入れたところ、学級に参加する夫・パートナーの数が参加世帯の約半数近くになっています。(平成18年度清瀬市健康推進課事業報告書より)



3 子育てに関する情報、相談

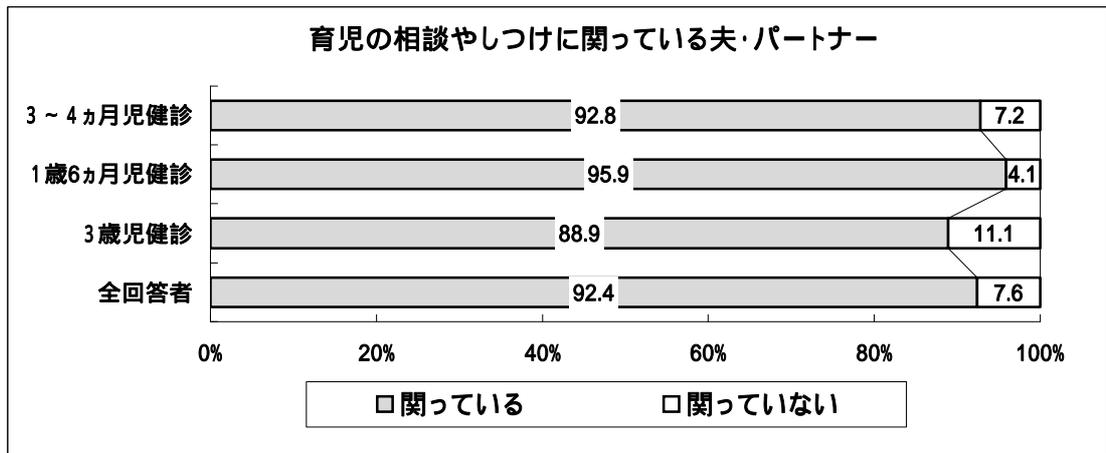
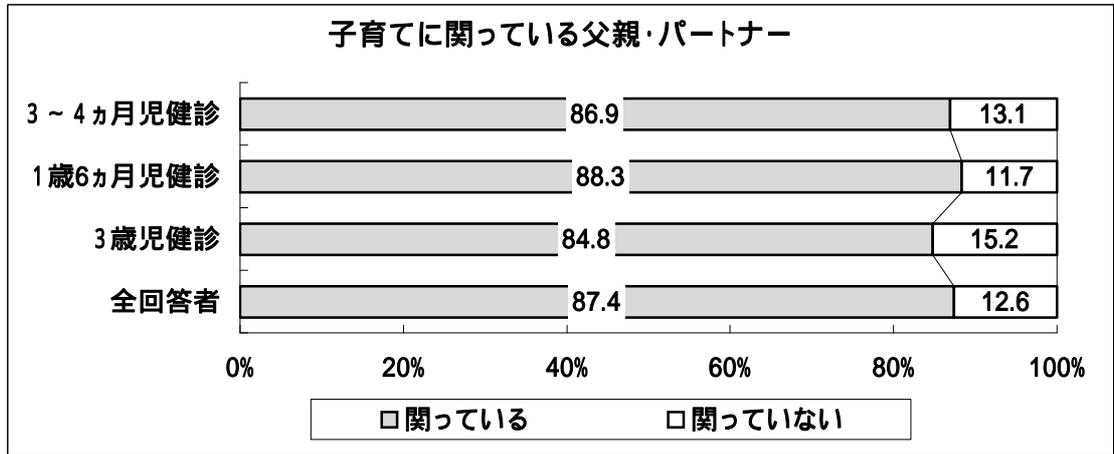
乳幼児健診・教室・相談事業が友達づくりのきっかけになった親の割合は、40%増えてきています。その反面、近所との付き合いがある人の割合が若干減っています。(母子保健計画改定のためのアンケートより)

同じくらいの子どもをもつ親同士の交流の場への参加状況では、交流の場の開催数が増え、つどいの広場事業も開催されことから、前回調査の42.2%から70.7%に増えており、身近なところでの育児支援ができるようになりました。

また、乳幼児救急講座等(事故・病気)の受講数も平成13年度60人から平成18年度124人と2倍に増えてきました。機会ごとに子育て及び事故防止に関する情報を提供する必要があります。(清瀬市健康推進課事業報告書より)

4 家族の協力

子育てに関っている夫・パートナーは84.7%で、前回調査80.0%より7.4%増えています。育児の関わりに満足している、子育てやしつけに関わる・相談にのる割合が増え、ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合も20%増えてきており、子育ては、家族の協力が不可欠です。今後も引き続き、夫・パートナーの育児参加を促すことが重要であることが示唆されています。

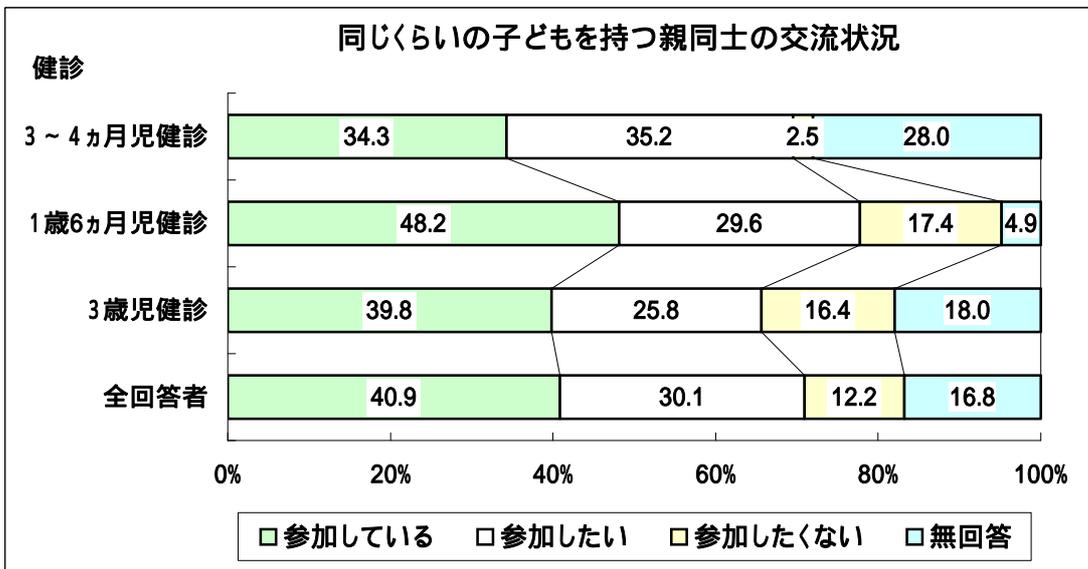


5 地域での子育て

「同じ位の子どもをもつ親同士の交流の場があれば参加したい」と70.7%の方が期待しており、育児の仲間づくりが求められています。なかでも、勤めているために、平日の参加はできないの声もあり、土日開催しているつどいの広場事業についても、広報していく必要性を感じました。

また、「乳幼児健康診査・教室・相談事業等が友達づくりのきっかけになった親の割合」が52.2%になり、母子保健事業における親の交流の場としての役割を担っているといえます。

今後さらに、母子保健事業にとどまらず、教育や福祉など市の様々な施策や民間の子育て支援団体・NPOなどと連携・協働しながら、地域ぐるみで子育てができるまちにしていくために、住民同士の交流機会の提供や地域ぐるみで子育てができる環境づくりをより積極的に展開していく必要があります。



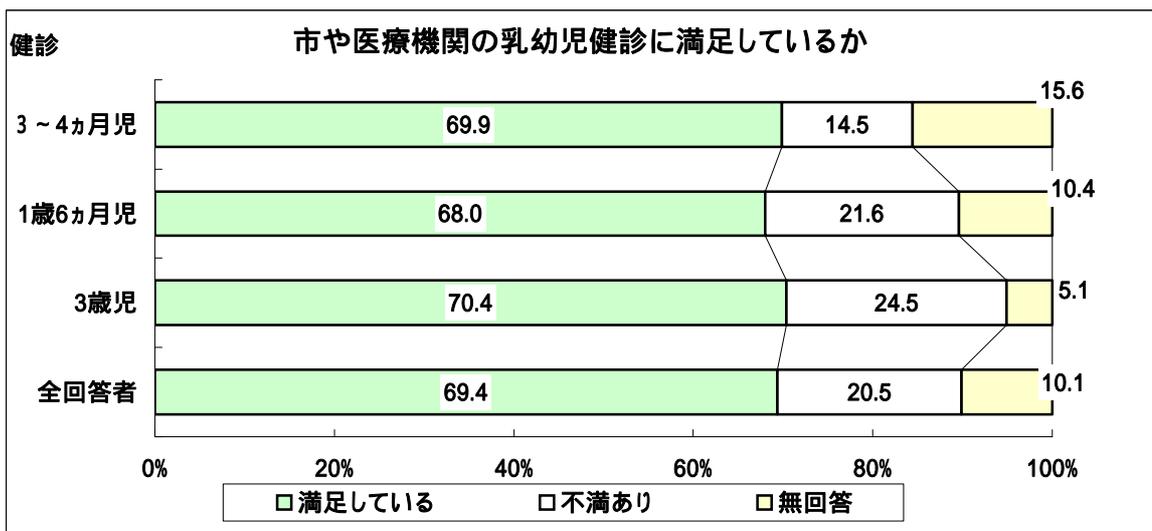
6 親子の健康づくり

普段の生活習慣は、親の生活リズムが子どもへの生活リズムに影響していることが推測でき、親子一緒に健康づくりをしていくことが重要です。

歯の健康に関しては、歯磨き習慣やフッ素の応用が進み、むし歯を経験しない子どもが増えてきています。親子一緒に歯の健康づくりをするという意識が高く、保護者も含めた健康教育の充実が今後さらに必要になってきます。

乳幼児健康診査に満足している者の割合は、69.4%となっており、「子どもの成長を確かめる場」、「病気・異常の早期発見の場」と、不安を解消する場として期待されていることが示されています。

受診率も3～4ヵ月児健診・1歳6ヵ月児健診・3歳児健診ともに9割前後と高く、親の期待も高い乳幼児健康診査の場を、子どもだけでなく親を含めた心とからだの健康づくりの機会として捉えて、保健・栄養・保育・心理相談などの働きかけを行い、育児不安の軽減、虐待の早期発見の場となるようにしていく必要があります。

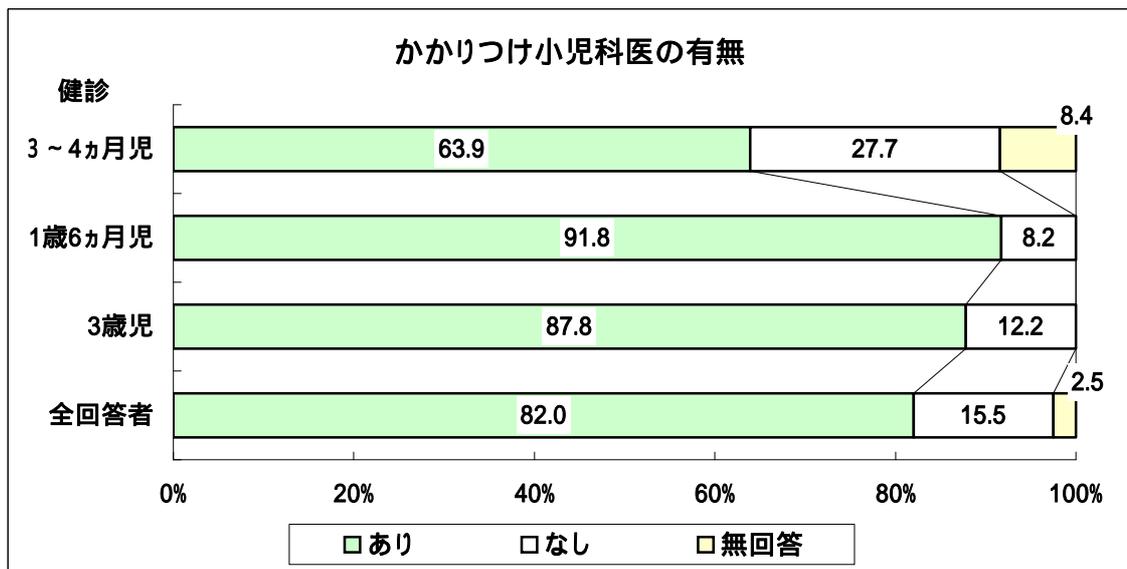


7 子どもを育てる環境

公園・児童館の施設・交流の場の整備も進み、子どもが安心して遊べる場・親子で交流・憩える場も増えてきました。

- 1) 子育てサービスでは、子ども家庭支援センターが開設され、サービスメニューも増えました。用事がある時・困った時に利用できる保育園の一時保育の利用者も増え、ファミリーサポートきよせ事業や病後児保育・ショートステイのサービスも始まり、多様なサービスの提供が可能となりました。
- 2) 「かかりつけ医を決めている」が82.0%と若干増えましたが、子どもは成長するまでにたくさんの病気にかかります。予防接種について正しい知識の普及と、病気の流行状況・子どもの体調を、かかりつけ医と相談しながら進めていけるような情報提供が必要です。
- 3) 自分や子どもの歯のことを気軽に相談できる「かかりつけ歯科医を持つ親の割合」は40%を超えましたが、さらに情報提供や親子ともに受診しやすい環境づくりが課題です。
- 4) 市報きよせが全戸配布となり、ホームページにも掲載されるようになり、広く市民に情報を伝えることができるようになりました。市報を始めとして様々な媒体を使った効果的なPRがさらに必要となっています。
- 5) 近年、大規模な災害が発生しています。毎年市民の方々の協力も得ながら、防災訓練を行っています。災害が発生した時に、安全な場所に避難するなど、災害時に一連の行動がとれるような支援が必要です。

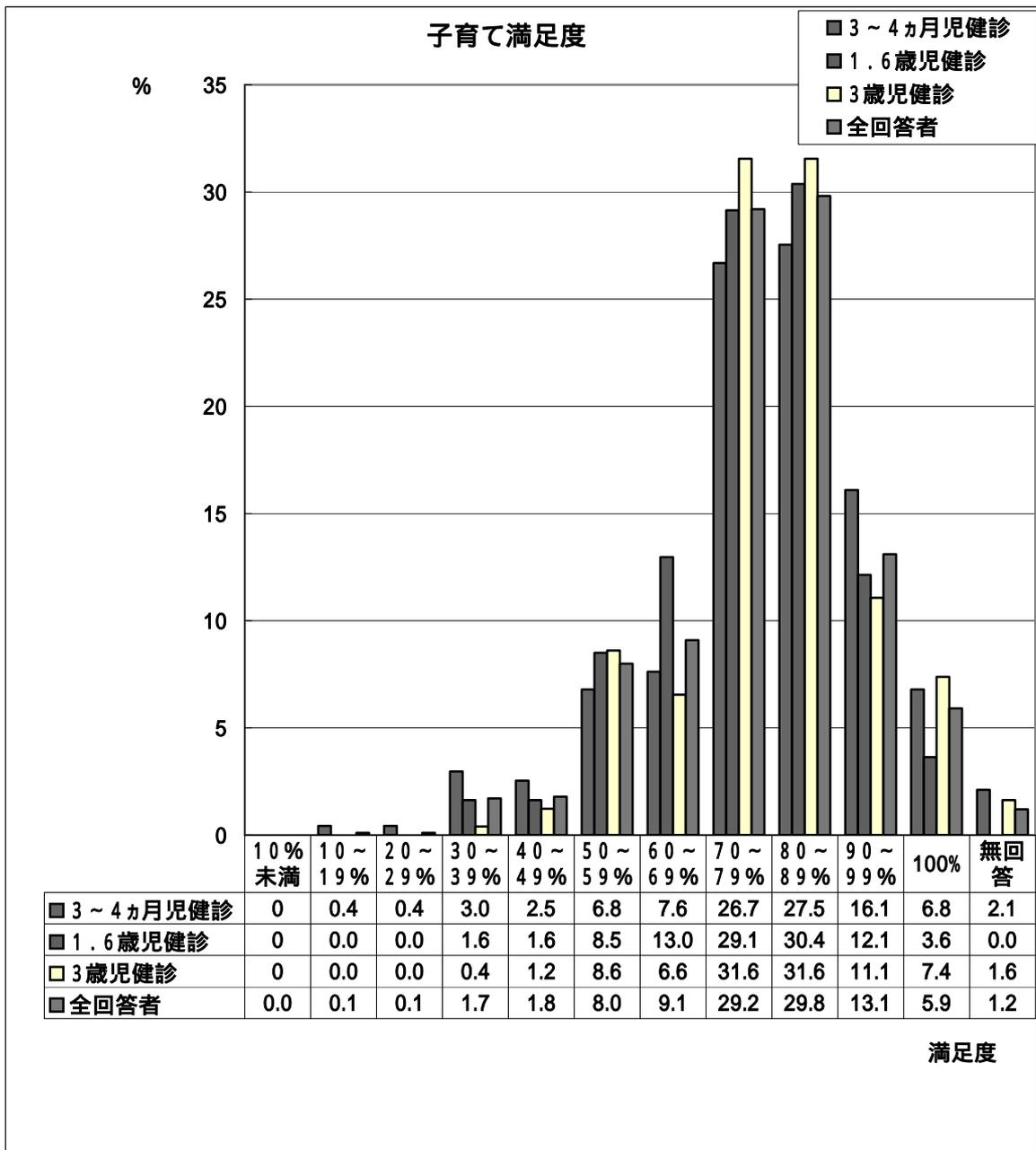
以上、子どもを育てやすい環境づくりについては、他の計画などと合わせて推進していく必要があります。



8 子育て満足度

子育て満足度は80～89%というのが一番多くなっています。子育ては、家族や夫の協力・地域の協力が不可欠です。孤独な子育てに疲れて孤立する親たちを作らないためにも、母親自身のこころとからだの安定が欠かせません。そのために、家族や夫の協力がある方、また近所づきあいのある方を増やし、楽しく子育てができる環境を整えていくことが大切です。

また、これらの働きかけは、妊娠時期から一貫して行っていく必要があるため、地域の福祉・医療等のサービスとの連携も必要です。



4 その他の関係指標

1 低出生体重児数

表1 出生時の体重別、低出生体重児数

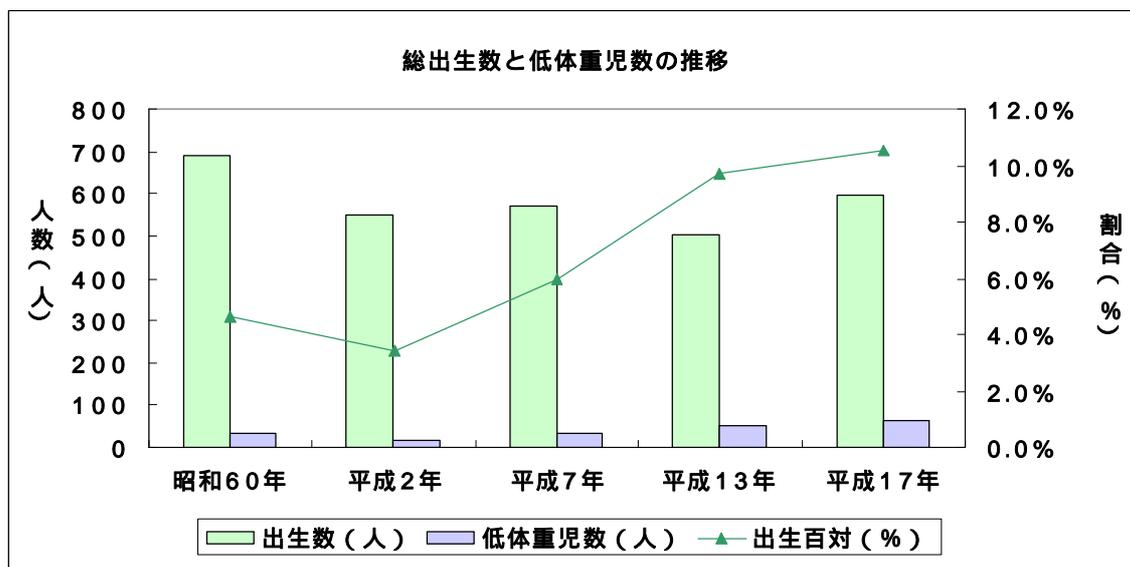
(単位:人)

		清瀬市					東京都
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年
総数		32	19	34	49	63	9,105
内訳	1,000g未満	2	1	1	0	1	283
	1,000～1,499g	1	1	0	5	2	442
	1,500～1,999g	7	1	5	8	6	1,142
	2,000～2,499g	22	16	28	36	54	7,238

東京都健康局「人口動態統計年報速報(概数)」
東京都多摩東村山保健所「事業概要」より

		清瀬市					東京都
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成13年	平成17年	平成17年
出生数(人)		691	551	570	503	597	96,553
低体重児数(人)		32	19	34	49	63	9,105
出生百対(%)		4.6%	3.4%	6.0%	9.7%	10.6%	9.4%

図 1

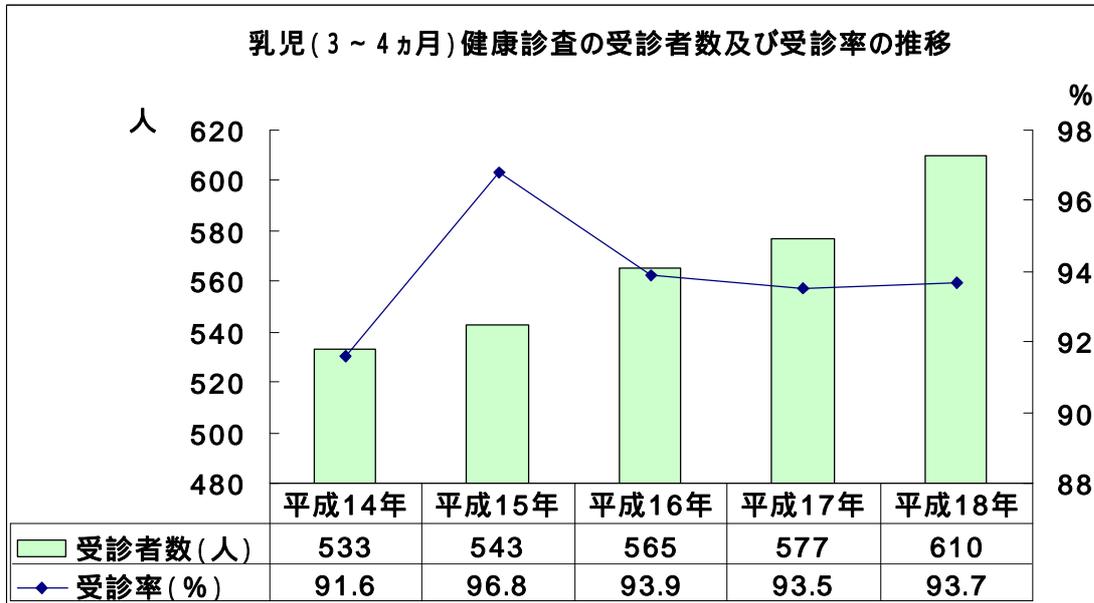


低出生体重児の出生率は、平成2年より急激に増加しています。
妊娠中の適切な食生活ができるよう食育の推進と妊婦の喫煙対策が必要になります。

2 乳児（3～4か月児）健康診査

対象者 市内在住の3～4ヵ月児

内容 一般健康診査（問診、身体計測、内科診察等）、発育・発達の確認と異常の早期発見、栄養・保育・歯科・授乳相談等



1. 受診率は変動が少なく横ばいです。未受診者には6・9ヵ月健診票の送付と併せて未受診理由を確認する葉書きを同封し、受診しない理由の把握を行っています。
2. 未受診理由は、「出生した病院の小児科で受診した」、「未熟児や先天性疾患のための主治医のフォローを受けている」等です。

栄養相談・指導

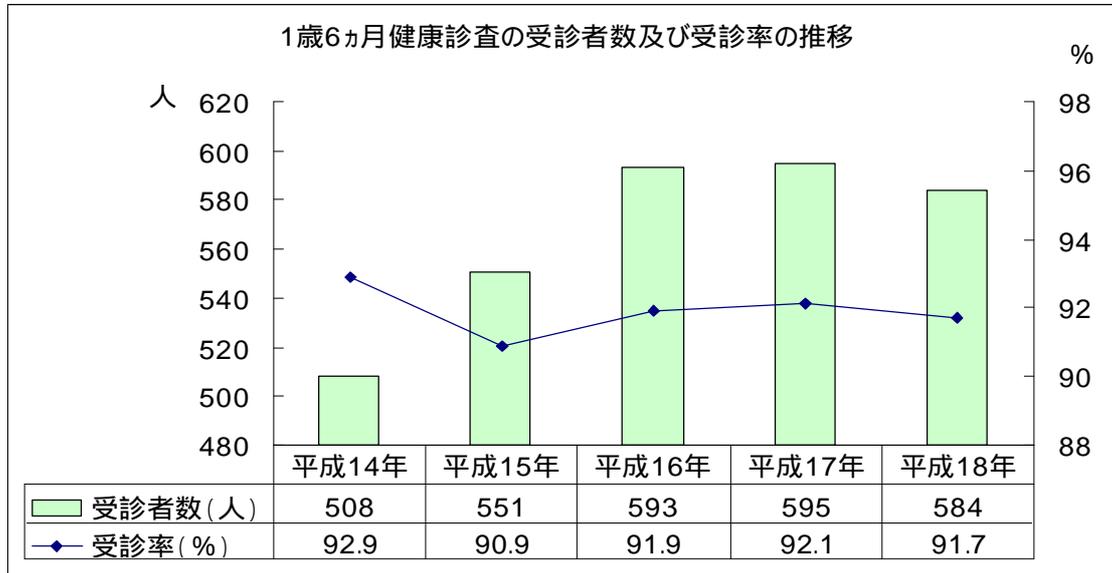
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
個別指導数	80	63	64	48	56

相談内容は、離乳食開始の相談が多く、母乳の不足や体重増加・ミルクの量等の相談が増えています。

3 1歳6か月児健康診査

対象者 市内在住の1歳6ヵ月～2歳未満

内容 一般健康診査（問診、身体計測、内科診察等）、歯科健康診査（診察、ブラッシング指導等）、発育・発達の確認と異常の早期発見及び、乳歯う蝕の予防の為の指導



1. 受診率はほぼ横ばいとなっています。

2. 未受診者には、健診予定表を送付し受診勧奨と未受診理由の把握をしています。未受診理由は「転居、保育園の健診を受けている」、「先天性の病気等で継続受診中」などです。

栄養相談・指導

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
個別指導数	107	109	101	148	106

相談内容は、哺乳ビン・卒乳・少食・偏食等の相談が多く、また野菜嫌いになっている子が多いです。

1歳6ヶ月児歯科健康診査

健やかな口腔の発達の入り口です。

ここではむし歯の有無だけではなく、3歳までの効率的なむし歯予防の方法をお知らせします。また、個々のお子さんに合わせた歯磨きの練習や生活習慣の見直しをしています(全員個別指導)。

ほとんどのお子さんが仕上げ磨きを嫌がりますが、歯磨き習慣は定着させなければならず、保護者の方を悩ませる年齢です。

磨き方を知りたいという要望にこたえ、効率よく歯垢を落とす歯磨き法を個別実習しています。

むし歯のあるお子さんには乳幼児歯科健診事業・予防処置の予約を取り、保健師・栄養士と連携しながら、定期的な健診、フォローをします。

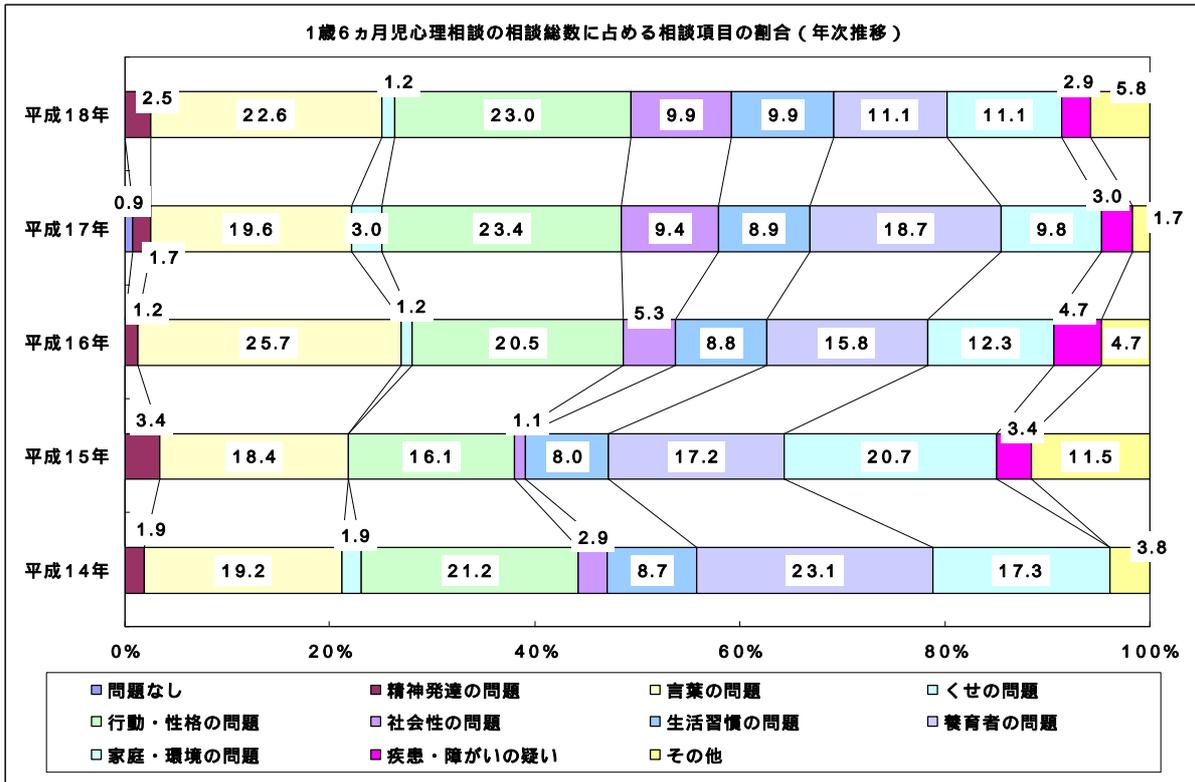
平成18年度よりハイリスク児(指導7項目中4項目以上該当)の再健診・定期健診を行っています。

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
対象者(人)	548	625	643	647	619
受診者(人)	508	552	591	593	586
受診率	92.7%	88.3%	91.9%	91.7%	94.7%
幼児歯科健診利用者(人)	170	177	199	226	204
幼児歯科健診利用率	33.5%	32.1%	33.7%	38.1%	34.8%
むし歯のある者(人)	11	10	18	13	9

予防教室・定期健診・予防処置(フッ素・と銀)

1歳6カ月児心理相談

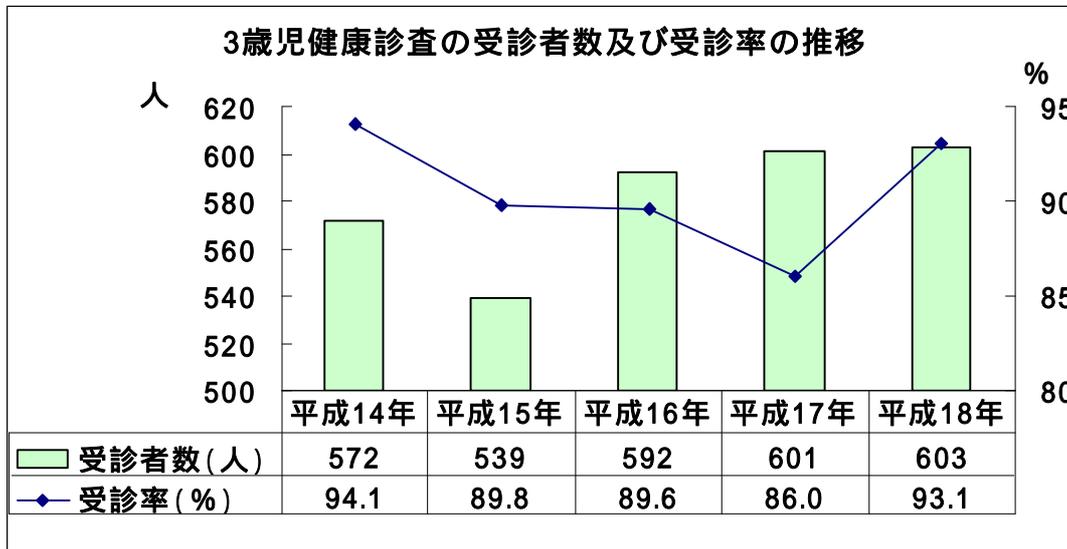
	受診者数	相談項目延べ数	相談項目内訳										
			問題なし	問題精神発達の	言葉の問題	くせの問題	の行動問題・性格	社会性の問	生活習慣の	養育者の問	家庭・環境	疾患・障がい	その他
平成14年	39	104	0	2	20	2	22	3	9	24	18	0	4
平成15年	38	87	0	3	16	0	14	1	7	15	18	3	10
平成16年	61	171	0	2	44	2	35	9	15	27	21	8	8
平成17年	84	235	2	4	46	7	55	22	21	44	23	7	4
平成18年	89	243	0	6	55	3	56	24	24	27	27	7	14



4 3 歳児健康診査

対象者 市内在住の3歳児

内容 一般健康診査（問診、身体計測、内科診察等）、歯科健康診査（診察、ブラッシング指導等）、視力、聴覚健診、発育・発達の確認と、異常の早期発見、乳歯う蝕の予防の為の指導



1. 未受診者には、一年間の健診予定表を同封した通知を発送し、受診勧奨と未受診理由の把握をしています。未受診者の多くは、転居のほか、病院・保育園・幼稚園等で健診を受けています。
2. ことばの遅れ・生活習慣・育てづらさ・幼稚園に入る前の不安などについて、心理相談員や保健師が個別相談を実施しています。
 眼の検査については、家庭で出来なかった方や家族が心配している方等を、視能訓練士が再検査します。

栄養相談・指導

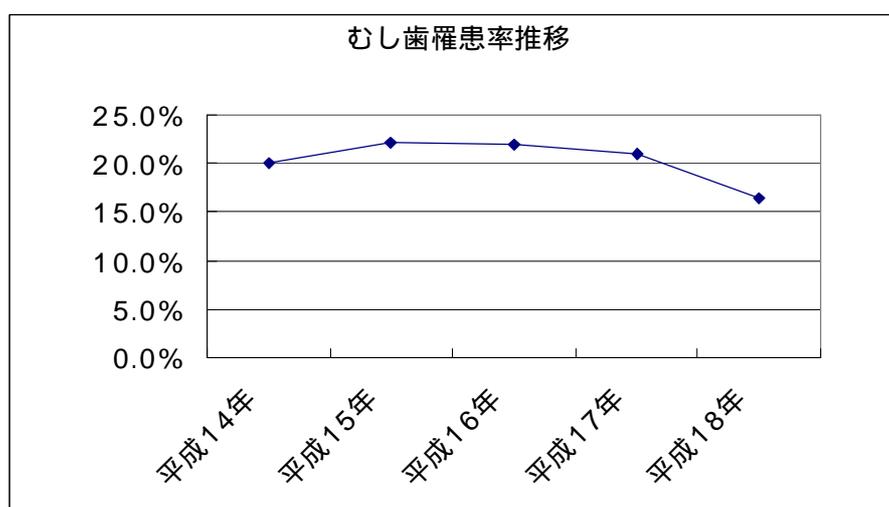
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
個別指導数	68	67	66	53	53

相談内容は、偏食・少食・体重が増えない、食事・おやつの摂り方、野菜を食べない、時間がかかる、集中して食事が出来ない等が多くなっています。

3 歳児健康診査・歯科健診

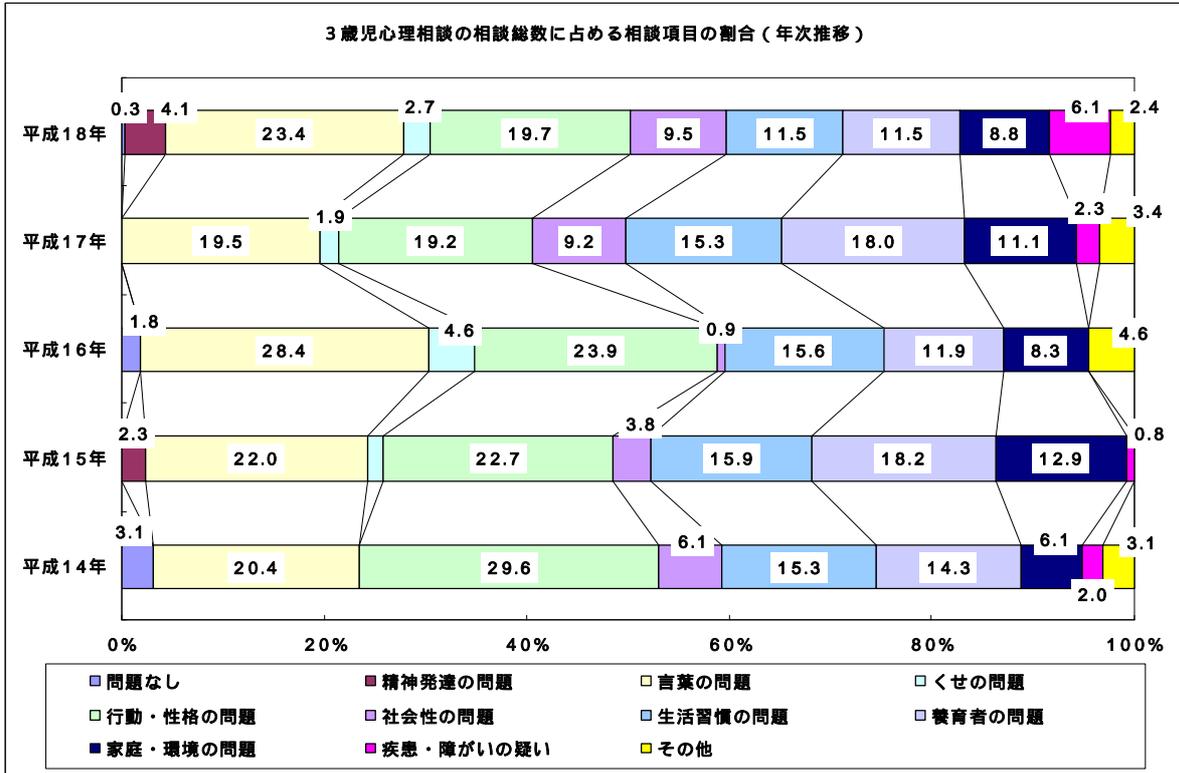
口の中の細菌叢も定着し、むし歯のリスクも個人差が表れてくる年齢です。永久歯への生え替わりに向けて、それぞれのお子さんに必要な情報をお知らせし、口腔の環境を良くすることに重点を置いています。健診の結果むし歯のあるお子さんは個別に今後のことを相談します。かかりつけの無い人は歯科健診事業においてフォローし、予防処置、定期健診、卒業教室の後、かかりつけ歯科医を持つように勧めます。

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
対象者(人)	601	593	640	699	648
受信者(人)	568	537	593	600	599
受診率	94.5%	90.6%	92.7%	85.8%	92.4%
むし歯罹患率	20.1%	22.2%	21.9%	21.0%	16.5%
幼児歯科健診利用者(人)	227	210	236	269	282
幼児歯科健診利用率	40.0%	39.1%	39.8%	44.8%	47.1%



3歳児心理相談

	受診者数	相談項目延べ数	相談項目内訳										
			問題なし	精神発達の問題	言葉の問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障がい	その他
平成14年	55	98	3	0	20	0	29	6	15	14	6	2	3
平成15年	66	132	0	3	29	2	30	5	21	24	17	1	0
平成16年	54	109	2	0	31	5	26	1	17	13	9	0	5
平成17年	70	261	0	0	51	5	50	24	40	47	29	6	9
平成18年	106	295	1	12	69	8	58	28	34	34	26	18	7



第3章 「健やか親子・きよせ21」計画の基本理念

1 計画の基本体系

母子保健計画「健やか親子・きよせ21」は、市民参画によって検討し策定された計画です。このような市民参画をより一層推進し、市民が様々な機会を捉え母子保健施策に関わることで計画の理念、基本目標の実現を目指します。また、母子保健分野は、保健・医療・福祉・教育など広範囲な関わりが深く、領域を超え連携した取り組みが求められています。このため、市民、地域、市の3者が一体となって「協働」による計画の推進を図ります。

『計画の推進図』

清瀬市基本構想
将来像

羽ばたけ未来へ
みどり豊かな文化都市

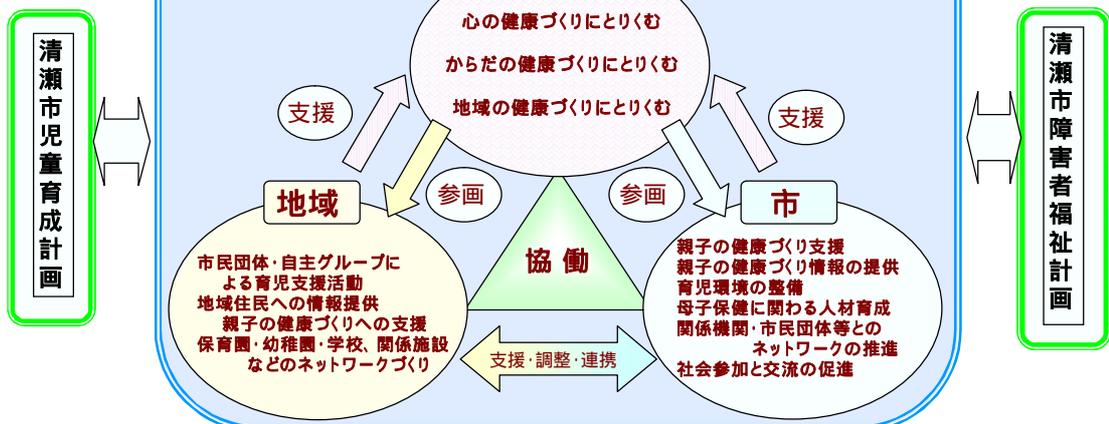
推進

清瀬市母子保健計画
「健やか親子・きよせ21」
理念

すべての子どもが健やかに育ち
誰もが育児を楽しく思えるまち

推進

母子保健計画
『健やか親子・きよせ21』



2 計画の基本理念・目標

健やか親子・きよせ21における基本理念を

「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが育児を楽しめるまち」

とします。

・ 地域ぐるみで子育てができるまち

少子化・核家族化・価値観の多様化等から、地域の交わりは希薄になっており、子育て中の親は孤立しやすく、育児不安やストレス等に悩み、子育てしにくい環境になっています。

親は孤立しやすく、育児不安やストレス等に悩み、子育てしにくい環境になっています。

子どもが健やかに育つためには、親子関係だけでなく色々な人々との交流や支援が必要であり「子育て・子育て」を、家族だけでなく友達や集団・地域との関係を通して、地域住民が相互に支えあえる関係づくりや地域での活動サポートを推進していきます。

・ 生涯を通じた心とからだの健康づくり

核家族化、母親の孤立化などから、生活に密着した子育ての知識を学べる機会が少なく、親の育児力を高めるような支援や、親になる前から「親の役割」や「子育ての楽しさ」を学ぶ、学習の場の提供も必要になってきています。子の生涯の健康に繋がる母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となり、さらに豊かな社会を形成していくことに繋がります。また、子どもの心の発達には、一番身近な親の心の状態と密接に関係があり、親自身が自らの可能性や人生の意義を再発見し、自己実現の達成感を持ちながら楽しく育児ができることが大切です。

近年、思春期の人工妊娠中絶や性感染症、喫煙、薬物乱用等の増加や、心身症、不登校、引きこもり等の心の問題が社会問題化しています。思春期の心の問題に対しては、家庭・学校等の地域での関係機関の相談機能を強化と連携を図っていきます。

・ 子どもを育てやすい環境づくり

21世紀の少子・高齢化社会で生まれた子どもが健やかに育つための支援は、個人のQOL(生活の質)の向上や、子どもが人間として必要な知性や感性を形成し、自らの人生を設計できるような環境の整備が重要です。安全な環境、安心して親子が集まれる公園や場の整備、家族形態やライフスタイルの変化に合わせた多様な保育、小児救急医療体制の整備、療育体制の整備、医療費等の経済面支援の施策については、清瀬市長期総合計画や清瀬市福祉総合計画との整合性を図り推進していきます。

・ 保健・医療・福祉・教育機関の連携

母子保健活動は非常に広範にわたり、様々な機関と連携しなければ支援しにくい状況になっています。特に近年の課題である児童虐待予防対策は、市関係課や保健所、児童相談所、福祉関係機関等との連携を図っていきます。生涯を見据えた長期的な視野をもち、定期的な情報交換をする場を設ける等、保健・医療・福祉・教育機関等との連携を図り、社会的・精神的側面からも支えていくよう推進していきます。

計 画 の 基 本 理 念 と 目 標

・地域ぐるみで子育てができるまち

目
標

夫や家族が協力して子育てできる
子育てに必要な情報が得られ学べる
子育てについて話し合える仲間がいる
地域で子育てしている人を支えることができる
地域で児童虐待予防ができる

・生涯を通じた心とからだの健康づくり

目
標

不安を解消するために相談できる
子どもの個性にあった発育・発達ができる
病気や事故を予防できる
思春期の性と心について学べる
生命の大切さを理解し自らの健康づくりができる



理 念

すべての子どもが健やかに育ち
誰もが育児を楽しく思えるまち



・子どもを育てやすい環境づくり

目
標

子どもが安心して遊べる
安心して子どもが預けられる
保健・福祉・教育サービスの情報を知っている
必要なときに必要な医療が受けられる

・保健・医療・福祉・教育機関の連携

目
標

子育てを支えるネットワークがある
児童虐待予防について協力が得られる
地域と学校が一緒に子育てできる

第4章 母子保健にかかわる現状と目標

・地域ぐるみで子育てができるまち

【現状】

核家族化、多様な価値観・生活様式、少子化や集合住宅の居住環境の変化から、隣近所との付き合いや、挨拶しあう関係が希薄であったり、親は孤立しやすい環境で子育てしている状況があります。また、転入後に子どもを産んでいる方や幼い子どもをもって清瀬市に転入する方も多く、そのような方には早く地域に慣れて子育てするための支援も必要になっています。アンケートでは、夫・パートナーの育児の相談・しつけに関わってくれる割合や、両親学級・父親学級に参加する夫・パートナーの数も増えてきました。

現在は、子育てしている家庭が孤立しないために市民による子育て支援団体等が誕生し、利用されています。

また、育児困難感が子どもへの虐待につながる恐れもあり、虐待が子どもの心と身体に及ぼす影響は大きく、出来るだけ早期に虐待を予防する必要があります。

また、子育てサークルの数が増えても、そこに入れない人たちや、障害のあるお子さんのいる家庭が孤立しないような支援も求められます。

【目標に向けての今後の取組】

保健水準の指標

妊娠中から子育てを学べる場

妊娠中から両親が協力して子育てできるよう、父親・母親の参加しやすい事業や啓発活動を展開し、夫による沐浴や妊婦擬似体験などの体験を中心に、自然に夫の育児参加ができるよう、親子関係を育む支援を行います。また、子育て支援団体等と連携・協働しながら、楽しく自信を持って子育てが出来るような学べる場を推進します。

子育てを学べる場・養育する力を学べる場

子育て情報を積極的に発信し、各種事業では子育てや養育する力をつけるのに必要な知識が得られ、学べる場になるよう努めます。

住民自らの行動の指標

子育ての仲間づくり

地域ぐるみで楽しく子育てできるよう、市関係課や子育て支援団体等と連携・協働しながら仲間づくりを推進します。

子育てサポーターの育成

子育て中の親を支援し、親同士の交流を促進できるよう、子育てを卒業した人などを中心に子育てサポーターの育成を図ります。

子育てを支え合える地域づくり

子育てしている親を地域ぐるみで支えるために、市関係課や子育て支援団体等と積極的に連携・協働しながら地域づくりを推進します。

行政・関係団体などの取組の指標

情報提供の充実

子育てに関する情報が容易に入手できるよう、子育てサービスの情報などがわかりやすく整理された子育てガイドブックを配布します。

また、子育て情報が家庭や親子への関わり、行政や地域・子育てサービスにつながるよう充実を図っていきます。

世代間交流の促進

年齢の異なる子ども同士の間での交流や高齢者との世代間交流を促進し、社会参加の機会の拡充に努めます。

児童虐待予防ができる地域づくり

育児に関する悩みを持つ親を地域ぐるみで支えるために、市関係課や子育て支援団体等と積極的に連携・協働しながら子育てを推進します。

生涯を通じた心とからだの健康づくり

【現状】

妊娠届の提出により、ほぼ全員の妊婦が母子健康手帳を持つことができ、妊婦健診・乳幼児健診・予防接種の状況が把握できるようになりました。若年者や高齢初産の方も増えてきているため、妊娠届出の時期を11週までに行うよう周知を図り、母体の自己管理とハイリスク妊婦の管理の大切さを知らせることが必要です。

子どもや家庭を取り巻く社会環境、経済状況の変化から、ストレスや育児不安を抱えながら子育てしている親が増えています。アンケートでは、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合は増えてきましたが、子育てによる精神的ストレスで悩んだ親の割合も増えてきています。

養育準備が整わない状態での出産や、自分自身の生活を育児より優先させたい親の考え方など、生まれた子どもにとってはリスクの高い家庭環境もあります。

思春期の児童が、集団の圧力の下で「いじめ」に加担させられたり、携帯電話やインターネット等の手段を用いて犯罪目的に巻き込まれる事件も増加しています。

また、子ども達の基本的な生活習慣である「早寝・早起き・朝ごはん」や、「適切な歯磨き習慣」を身につけることはとても重要です。就寝時間が22時以降になる子ども(2歳以上)の割合は減少し、歯磨き習慣やフッ素の利用が進み、むし歯を経験しない子どもは着実に増えています。しかし、何本もむし歯のある子どももいます。子どもの生活リズムは親の影響を受けやすいため、生活習慣の大切さを引き続き伝えていく必要があります。社会的には、食習慣の乱れによる子どもの生活習慣病等が問題となっています。そのため、生活のリズムの向上を目指し、朝食を欠食する割合をなくすように、早起きを実践し、子どもの頃から適切な食生活や運動習慣を身につけることが、肥満予防や生活習慣病の予防につながります。子どもの頃より食の大切さや、楽しく食べることを実感できる「食育」が重要になります。

近年、若年や高齢出産、未熟児、発達に気になる子ども等が増え、育児をサポートする体制づくりが必要となってきています。また、思春期の喫煙・飲酒・妊娠・薬物乱用・性感染症等が社会問題化してきています。

【目標に向けての今後の取組】

保健水準の指標

妊娠届出の早期届出

初めての出産となる第1子の母親の出産年齢が高くなっていることで、ハイリスク妊婦の増加が考えられます。母体・胎児の慎重な経過観察が必要となり、妊娠経過の適切な管理により、低体重児の出生を予防するため、自己管理の大切さを支援し、分娩実施医療機関等との連携を図ります。

妊産婦・新生児訪問指導の充実

少子化・核家族化により、母親が孤立し、身体的・社会的・心理的な問題を抱えた出産や育児が育児不安の増大の要因になり、産後うつや虐待につながりやすくなります。支援が必要な家庭を早期に把握し、継続的な支援を行い、母子の健康保持・増進を図ります。

住民に自らの行動の指標

母乳育児の支援

授乳を通して、安心して子どもに対応できるように、妊娠中から出産後まで継続した支援が必要です。無理せず自然に母乳育児を実践できるように、母乳不足感や体重増加不良などの困ったときに相談できる場所づくりや仲間づくりを支援します。

食に関する基礎の習得・理解・実践

乳幼児期からの食経験は、味覚・嗅覚・視覚など食に関する五感を磨き、家庭の味など食べ物に対する嗜好に影響を与えます。また、幼児期から、小学校低学年までの時期は、生涯の健康づくりの基礎となる重要な時期です。みんなで食べることの楽しさ、食に関する知識や食を選択する力を得ることにより、健全な食生活を実践する人間を育てることを推進します。

早寝・早起きの習慣を身につける

成長に必要なホルモンは、夜寝ているときにたくさん分泌されます。成長ホルモンが十分に分泌されないと、脳や体の成長に影響が起きることが心配されます。睡眠のリズムが乱れると、体温のリズムも乱れてしまいます。子どもの生活リズムは、親の影響を受けやすいため、生活習慣の大切さを伝え、身につけられるように支援します。

子どもの個性にあった発育・発達をのばす

個人差の大きい乳幼児期の発育について、母子健康手帳を活用しながら、親が乳幼児期からの健康的な生活習慣の大切さに気づいて、子どもの個性にあった発育・発達がのばせるような支援を進めます。

良い歯をつくる生活習慣

良い歯のためには、乳幼児からの生活習慣が大切です。甘いおやつや飲み物を毎日のように摂ると、むし歯になりやすだけでなく、偏食や肥満のリスクも上がります。3度の食事を良く噛んでしっかり食べ、甘みを控え、仕上げ磨き、フッ素の利用を進めることで良い歯の基盤をつくります。年齢に応じた情報提供をし、歯に良い生活習慣が身につくよう支援します。

行政・関係団体などの取組の指標

妊娠中から一貫した母子保健サービス

若年・高齢出産・未熟児も増え、核家族・近所との付き合いも希薄化し、すぐに相談ができる人がなく、不安をもつ妊婦や育児不安が強い親が増えています。妊娠から出産、育児まで一貫した母子保健サービスを充実していきます。

思春期の学習(禁酒・禁煙・性教育)と体制づくり

たばこは、がんや循環器疾患等の関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子でもあります。

たばこの健康被害についての十分な知識の普及と、未成年者の喫煙防止対策が必要です。アルコールは、臓器に大きな影響を与えます。未成年者による飲酒防止対策が必要です。

命の大切さや自分自身を大切に、また、他者とのコミュニケーションができる力を養い他の人も大切にすることを学べるように、保健所・家庭・学校・地域等が連携して、思春期健康教育・相談を充実します。そして、親をはじめとする周囲の大人達もそれぞれの立場で、大人に移行する不安定な思春期を見守ると共に子ども自身が身を守れるよう支援する体制づくりを進めます。

子どもを育てやすい環境づくり

【現状】

社会環境の変化から、子どもの社会性・自立心・忍耐力などの人間形成を親だけで行うのは難しく、地域社会の人々の協力が必要になってきています。家庭を取り巻く環境を改善するための支援として、遊び場・保育・医療・障害児支援・情報の提供等の幅広い環境づくりの推進が必要となっています。

また、子どもは成長するまでにたくさんの病気にかかります。予防接種の有無で、症状の重さが異なります。予防接種について正しい知識の普及が必要です。

さらに、子どもの死亡原因の第1位は、[不慮の事故]となっています。子どもの命と安全を脅かしているのは、病気だけでなく事故も考えていかなければなりません。

近年、大規模な災害が発生しており、災害が発生した時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るための支援も必要となります。

【目標に向けての今後の取組】

保健水準の指標

必要な時に必要な医療

ふだんから子どもの体のことをよくわかってきている「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」の推進を図ります。

住民自らの行動指標

情報の発信と親の選択

子育てに必要な保健・医療・福祉・教育サービスの情報を、市報・インターネット等

で積極的に発信し、親が情報の選択ができるよう啓発します。

災害時に、安全な場所への避難や避難生活下での健康の維持など、自らを災害から守るため一連の行動を支援します。

行政・関係団体などの取組の指標

公園の整備

身近で子どもが安心して遊べる公園を求める声が高まっており、今後は市民のニーズに対応した公園施設の改善や充実を図ります。

子ども家庭支援センターの充実

総合ケースマネジメントとして、子どもと家庭の悩み事の相談・お子さん自身からの相談にも応じています。電話相談・面接相談で、18歳未満の子どもとその家庭のあらゆる相談を受けています。相談の内容に応じて専門機関の紹介また支援方法を考えます。

地域の子育て中の親同士が孤立しない様に、いつでも気軽に集える場の提供をします。

保育サービスの充実

用事がある時・困った時に安心して子どもを預けられるように、保育サービスの充実を図ります。

事故防止のための安全な子育て環境の確保

事故が起きないような環境整備など具体的で有効な予防策に努めていくとともに、生活場面のいたるところに潜む事故の危険性を親に伝える必要があります。

．保健・医療・福祉・教育機関の連携

【現状】

急激に進行する少子化の中で、家族（離婚・ひとり親）・外国籍等の社会環境や、失業等経済状況の変化で市民ニーズが多様化・複雑化してきています。そのために、問題の解決には時間がかかることも多く、対応が困難になるほど連携が必要となります。関係機関への連絡や紹介等連携を密にし、情報交換や役割分担をすることが重要となっています。

【目標に向けての今後の取組】

行政・関係団体などの取組の指標

保健

時代の変遷とともに変化する子育ての問題を的確にとらえ、親の育児不安を軽減するとともに、子どもの心身の安らかな成長を支えるため、子どもへの虐待を早期に発見・対応する必要があります。地区活動・母子保健事業・乳幼児健康診査等において虐待の兆候を早期に発見し、幅広いサポートが必要なものに関しては、子ども家庭支援センター・保健所・児童相談所・保育園等の福祉機関、民生・児童委員、主任児童委員等、地域の方との連携を充実していきます。

医療

乳幼児健診等で疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、予防接種や相談事業等で、かかりつけ医・歯科医の推進や園医・学校医と

の連携を図り、継続した支援体制の充実を図ります。

福祉

平成14年6月に庁内関係課による清瀬市子ども発達相談・療育支援連絡会を設置しました。子どもと家族を総合的に支援する子ども家庭支援センターを平成17年7月に設置し、平成21年度には、清瀬市子どもの発達支援・交流センターを開設します。就学前乳幼児の発達や療育に対し、関係機関が連携を図りながら、子どもの個性にあった発育・発達ができる育成環境の整備を進めます。

子どもと家庭を総合的に支援する「子ども家庭支援センター」を中心に、「要保護児童対策地域協議会」において連携をすすめ、虐待の早期発見、予防、要保護への対応に努めます。

教育

妊娠・出産からスタートする母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、子どもの健やかな心とからだの発達を促し、学齢期、思春期を心豊かに過ごすことにつながっていきます。

現在、保育園・幼稚園・小学校・中学校・療育施設、関係機関の連携等が進められており、今後もこうした関係機関の連携を密にした支援体制づくりに努めます。

地域

子育ては、地域の協力がなくてはできません。しかし、親は地域で孤立しがちな環境におかれており、悩みや不安やストレスを感じた時に、相談したりする人間関係が希薄になってきています。育児に関するさまざまな情報の氾濫、女性の社会進出によるライフスタイルの多様化など、育児環境は大きく変化しています。そのため、子どもや家族を地域社会で支えることが大切です。子育ては家族や地域社会のありかたと深く関わり、公的機関だけでなく、地域で子育てを支えている子育て支援団体等と連携しながら、「誰もが楽しく育児ができ、子どもが健やかに育つまちづくり」を推進します。

理念

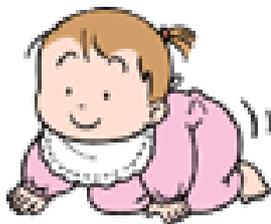
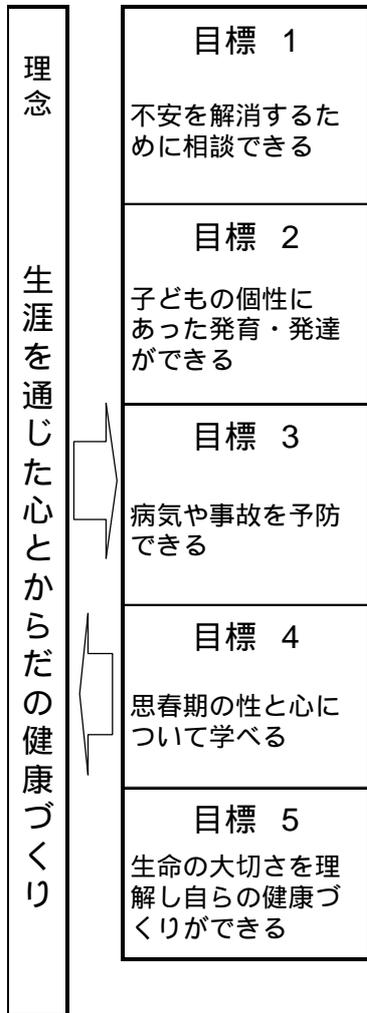
地域ぐるみで子育てができるまち

<p>目標 1</p> <p>夫や家族が協力して子育てできる</p>
<p>目標 2</p> <p>子育てに必要な知識が得られ学べる</p>
<p>目標 3</p> <p>子育てについて話し合える仲間がいる</p>
<p>目標 4</p> <p>地域で子育てしている人を支えることができる</p>
<p>目標 5</p> <p>地域で児童虐待予防ができる</p>



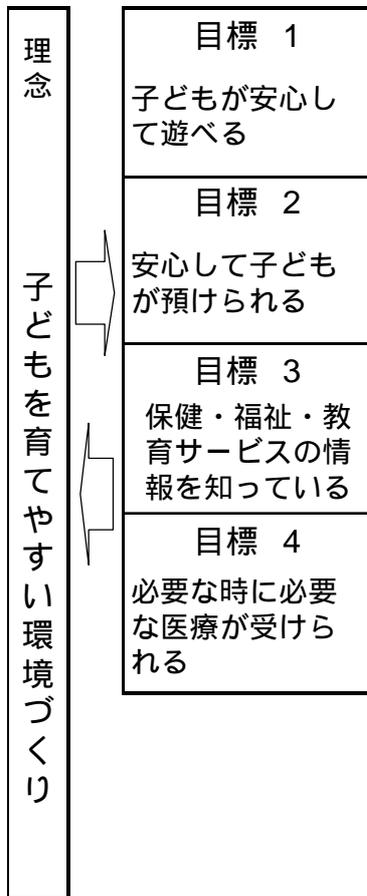
<p>望ましい姿</p> <p>学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親の役割を知ることができる ・家族の役割を知ることができる ・妊娠中から子育ての方法を学ぶことができる
<p>子育て情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の情報を知りサービスを選択できる ・子育て情報を積極的に発信する
<p>育児の仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親同士の交流の場がある ・子育てを学びあい支える仲間がいる ・育児サークルに参加できる ・同じ悩みをもつ親同士で話し合う機会がある
<p>育児を支援する地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所づきあいがある ・世代間の交流の場がある ・子育てを支援する人が増える ・虐待を未然に防ぐ

<p>主要な事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親学級・父親学級 ・子育て啓発活動 ・育児講演会、子育て講演会 ・男女参画子育て講座 ・おはなしの時間 ・母と子の体操教室 ・図書、CD、ビデオの貸出 ・ブックスタート ・清瀬市放課後子ども教室
<ul style="list-style-type: none"> ・市報きよせ ・市報きよせのホームページ ・清瀬市民生活便利帳 ・子育てガイドブック ・子育てだより ・母子保健バッグのパンフレット ・健康診査や各種窓口等のパンフレット ・窓口や電話での案内 ・母子保健推進活動 ・TOKYO子育て情報サービス ・東京都こども医療ガイド
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てネットワーク支援(K-net) ・コアラルーム ・子育てひろば ・なかよしDAY ・学童クラブ施設開放 ・小さく生まれたお子さんのフォローグループ ・療育中のお子さんの会 ・心理、発達フォローグループ ・育児サークルの活動支援 ・ママの時間
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもフェスティバル ・子育て啓発活動 ・アイレックまつり ・地域活動事業 ・野塩児童館まつり ・おしゃべりルーム(1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査) ・子ども家庭相談 ・母と子の関係を考える会 ・精神保健相談



望ましい姿
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">心とからだの相談</div> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての相談相手がいる ・不安について相談できる ・不安解消のための方法や手段を知っている
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">健康診査</div> <ul style="list-style-type: none"> ・発育、発達が確認できる ・健康的な生活習慣の大切さに気づく事ができる ・育児能力が高まる ・同年齢の子をもつ親が交流できる
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">親子ともに健康づくり</div> <ul style="list-style-type: none"> ・生命の大切さを知る ・健康についての知識を得て自らの健康づくりができる ・病気や不慮の事故を予防する知識を得る ・障害に対する理解を深める ・集団での体験を通して生活する力をつける
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">思春期の学習</div> <ul style="list-style-type: none"> ・生命の大切さや性について学び自分を大切にする ・思春期の心とからだの変化について学び考える事ができる ・喫煙・飲酒・薬物乱用の害を知り、防ぐ事ができる

主要な事業名
<ul style="list-style-type: none"> ・ママの時間 ・心理経過観察相談 ・心理、発達フォローグループ ・保健師の地区活動 ・母子自立支援員・婦人相談員の相談 ・アイレック相談 ・東京都不妊ホットライン ・東京都女性のための健康ホットライン ・SIDS（乳幼児突然死症候群）電話相談 ・病気の子どもピアカウンセリング ・就学相談 ・学校における相談 ・教育相談センター ・適応指導教室フレンドルーム ・民生委員、児童委員の相談 ・主任児童委員の相談 ・子育て相談 ・母と子の健康相談室（小児救急相談） ・子ども家庭支援センター ・（仮）清瀬市子ども発達支援・交流センター
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・発達健康診査 ・乳幼児健康診査 ・経過観察健康診査 ・乳幼児歯科健康診査 ・障害者（児）歯科相談（健診） ・保育園児の健康診査 ・就学時健康診断 ・児童、生徒の定期健康診断
<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・両親学級、父親学級 ・妊産婦、新生児未熟児訪問指導 ・母子保健推進活動 ・予防接種 ・乳幼児救急講座 ・TOKYO子育て情報サービス ・給食だより、保健だよりの発行 ・離乳食、幼児食教室 ・むし歯予防教室 ・女性の自立支援講座 ・アレルギー、ぜん息教室 ・学校における教育 ・心身障害者理解教育 ・特別支援学級公開講座 ・宿泊体験学習 ・キッズ教室 ・青少年武道教室 ・スポーツ体験キャンプ ・ジュニアリーダーズクラブ
<ul style="list-style-type: none"> ・学校における健康教育 ・健康に対する自己管理能力の育成と薬物乱用防止に関する指導と啓発 ・性教育及びエイズ理解、予防に関する指導



望ましい姿
<p>安全・遊び場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して親子が集まれる公園や場所がある ・天候に関わらず遊ぶ場所がある ・危険を感じたら周囲に助けを求められる
<p>保育等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルにあわせた保育サービスがある ・子どもを預けたい時に預ける事ができる ・保育サービスを提供する人が増える
<p>情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉、教育サービスの情報を知り選択できる
<p>経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸制度を活用することができる ・子育ての経済的負担が減る
<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談できるかかりつけ医、歯科医、薬剤師もっている ・いつでもかかれる医療機関がある ・医療情報サービスを知っている
<p>障害児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病や障害にあわせた支援を受ける事ができる

主要な事業名
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろば ・野塩児童館 ・下宿児童館 ・公園・児童遊園・遊び場 ・あそびクラブ ・交流保育 ・夕やけこやけのチャイム ・児童、生徒の安全確保対策 ・児童センター
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 (産休明け保育・一時保育・延長保育・障害児保育・病後児保育) ・学童クラブ ・子ども家庭支援センター ・ファミリーサポート
<ul style="list-style-type: none"> ・市報きよせ ・市報きよせのホームページ ・市民生活便利帳 ・子育てガイドブック ・各種窓口等のパンフレット ・窓口、電話での案内
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費の助成 ・ひとり親医療費の助成 ・児童手当等各種手当 ・ひとり親家庭各種手当 ・就園、就学に関する各種補助 ・養育医療費助成等各種手当 ・入院助産 ・妊産婦保健指導票 ・障害者(児)各種手当等 ・義務教育就学児医療費助成 ・特定不妊治療費助成 ・自立支援医療(育成医療) ・小児慢性疾患の医療費助成
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関名簿の発行 ・子育てガイドブック ・清瀬市民生活便利帳 ・東京都保健医療情報センターの案内 ・休日急病診療、休日歯科診療 ・歯科医療連携推進事業 ・平日夜間小児救急医療
<ul style="list-style-type: none"> ・(仮)清瀬市子どもの発達支援・交流センター ・障害児保育 ・ハンディキャップ障害者等サービス ・障害児の在宅福祉サービス ・通級指導学級 ・在宅重症心身障害児(者)訪問事業

理念
保健・医療・福祉・教育機関の連携

- 目標 1
子育てを支えるネットワークがある
- 目標 2
児童虐待予防について協力が得られる
- 目標 3
地域と学校が一緒に子育てできる

望ましい姿

育児支援

- ・情報交換ができる
- ・育児能力を高める
- ・子育てネットワークの支援

虐待予防

- ・情報交換ができる
- ・相談する場がたくさんある
- ・各機関が問題意識や認識を持つ

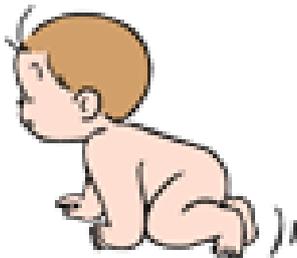
療育

- ・情報交換ができる
- ・健診フォロー体制の充実
- ・親・家族のサポートがある
- ・療育システムがある

専門的支援

- ・情報交換ができる
- ・専門的支援が受けられる
- ・ネットワーク会議が持てる

保健・医療・福祉・教育機関の連携図参照



10 第4章 保健・医療・福祉の連携図（39頁）

別データをクリックし参照してください。

1.1 ライフステージ体系図（40頁）

別データをクリックし参照してください。

第5章「健やか親子・きよせ21」計画の推進目標

母子保健の具体的指標と目標

地域ぐるみで子育てができるまち						
指 標		平成14年	平成19年	平成24年		
保健水準の指標	・ 1	育児や環境を含めた子育ての満足度	66.0%	2	78.0%	増加傾向へ
	・ 2	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	72.7%	3	89.9%	増加傾向へ
	・ 3	同じくらいの子どもを持つ親同士の交流があれば参加したい親の割合	42.2%	2	70.7%	増加傾向へ
	・ 4	夫・パートナーの育児の関わり方に満足している親の割合	71.2%	3	91.0%	増加傾向へ
住民自らの行動の指標	・ 5	両親学級・父親学級（市で実施している）に参加する夫の数	46人	1	86人	増加傾向へ
	・ 6	子育てに関わる父親の割合	80.0%	2	87.4%	増加傾向へ
	・ 7	夫・パートナーが育児の相談に乗ってくれる割合	81.2%	2	92.4%	増加傾向へ
	・ 8	夫・パートナーが育児のしつけに関わる割合	80.3%	2	92.4%	増加傾向へ
	・ 9	乳幼児健診・教室・相談事業が友達づくりのきっかけになった親の割合	16.4%	3	52.2%	増加傾向へ
	・ 10	近所とのつきあいがある人の割合	69.5%	3	68.3%	増加傾向へ
	・ 11	育児サークルの数が増える	未調査	9	44団体	増加傾向へ
の行政組・関係機関等	・ 12	世代間交流を行っている学校の数	85.7%	14校中12校		増加傾向へ
	・ 13	児童相談所に虐待の報告があった相談件数	13件		10件	減少
	・ 14	子ども家庭支援センターに虐待の報告があった相談件数	—	1	22件	報告件数の増加

- 1 清瀬市事業報告書（平成18年度）
- 2 清瀬市乳幼児健診アンケート調査（平成19年4月～8月）
- 3 清瀬市母子保健計画改定のためのアンケート調査（平成19年6月～8月）
- 4 清瀬市1歳6ヵ月児歯科健診アンケート調査（平成19年4月～6月）
- 5 清瀬市3歳児歯科健診アンケート調査（平成19年4月～6月）
- 6 定期健康診断疾病異常調査票（平成18年度）
- 7 東京都幼児期・学齢期の歯科疾患及び歯科保健行動に関する調査報告（平成16年度）
- 8 東京都多摩小平保健所事業概要（平成18年版）
- 9 子ども家庭支援センター地域活動室に登録している数（平成18年度）



生涯を通じた心と体の健康づくり						
指 標		平成14年	平成19年	平成24年		
保健水準の指標	・ 1	乳児（1歳未満）死亡数	1	1人	なくす	
	・ 2	幼児（1～4歳）死亡数	0	8	2人	なくす
	・ 3	妊娠11週以下での妊娠の届け出率	76.4%	1	76.7%	増加傾向へ
	・ 4	新生児訪問数	152人	1	312人	増加傾向へ
	・ 5	妊産婦訪問指導数	87人	1	249人	増加傾向へ
	・ 6	乳幼児救急講座等（事故・病気）の受講数	60人	1	124人	増加傾向へ
	・ 7	一人平均むし歯本数（12歳）	2.3歯	6	1.6歯	1.3歯以下
	・ 8	歯肉炎にかかっている者の割合（12歳）	40.1%	6	33.3%	10%以下
住民自らの行動の指標	・ 9	妊娠中の喫煙率	14.0%	2	2.9%	減少傾向へ
	・ 10	妊娠中の夫の喫煙率	61.7%	2	43.6%	減少傾向へ
	・ 11	妊娠中の飲酒率	26.7%	2	2.5%	減少傾向へ
	・ 12	妊娠中の食事のバランスについて気をつけた母親の割合	52.9%	3	75.9%	増加傾向へ
	・ 13	妊娠中、鉄分の摂取に気をつけた母親の割合	55.6%	3	75.9%	増加傾向へ
	・ 14	妊娠中、カルシウムの摂取に気をつけた母親の割合	46.1%	3	73.4%	増加傾向へ
	・ 15	妊娠中の栄養（葉酸）について気をつけた母親の割合	2.7%	3	54.7%	増加傾向へ
	・ 16	出産後3～4ヶ月児の母乳育児の割合	35.8%	2	45.6%	増加傾向へ
	・ 17	乳幼児救急講座等（事故・病気）の受講数	60人	1	124人	増加傾向へ
	・ 18	朝食の摂取率	母：88.6% 父：58.7% 子ども：90.5%	3	母：93.5% 父：71.2% 子ども：83.5%	増加傾向へ
	・ 19	子どもの食事の「バランス」を大切にする親の割合	67.3%	3	79.9%	増加傾向へ
	・ 20	子どもの食事で「家族で食べる」ことを大切にする親の割合	49.8%	3	79.9%	増加傾向へ
	・ 21	子どもの食事で「楽しく食べる」ことを大切にする親の割合	56.8%	3	77.0%	増加傾向へ
	・ 22	3歳までに、むし歯を経験しない者の割合	81.6%	5	82.3%	90%以上
	・ 23	14歳までに、永久歯のむし歯を経験しない者の割合	17.6%	6	34.6%	50%以上

住民自らの行動の指標	・24	一人平均むし歯本数（12歳）	2.3歯	6	1.6歯	1.3歯以下
	・25	歯肉炎にかかっている者の割合（12歳）	40.1%	6	33.3%	10%以下
	・26	フッ素塗布を受けたことのある者の割合	3歳：未調査 5歳：未調査	5 7	3歳：39.5% 5歳：32.9%	50%以上 70%以上
	・27	フッ素配合歯磨剤を使用している者の割合	3歳：53.3% 5歳：未調査	5 7	3歳：72.1% 5歳：60.2%	70%以上 90%以上
	・28	デンタルフロスや糸ヨウジを使用している者の割合（3歳）	未調査	5	30.6%	40%以上
	・29	子どもの歯を観察する習慣がある保護者の割合	1歳6か月：69.2% 3歳：86.1% 5歳：未調査	4 5 7	1歳6か月：72.9% 3歳：87.8% 5歳：70.4%	90%以上
	・30	月1回以上、歯や歯肉の状態を自分で観察する者の割合	未調査		未調査	90%以上
	・31	かかりつけ歯科医を持ち定期的に予防管理をしている者の割合	3歳：35.5% 5歳：未調査	5 7	3歳：42.9% 5歳：68.0%	60%以上 90%以上
	・32	甘いおやつをほぼ毎日食べる者の割合	3歳：57.6% 5歳：未調査	5 7	3歳：59.2% 5歳：37.1%	減少傾向へ
	・33	甘い飲み物をほぼ毎日飲む者の割合	3歳：36.5% 5歳：未調査	5 7	3歳：49.2% 5歳：26.4%	減少傾向へ
	・34	朝8時以降に起床する子ども（2歳児以上）の割合	20.0%	2	17.0%	減少傾向へ
	・35	夜22時以降に就寝する子ども（2歳児以上）の割合	38.0%	2	15.4%	減少傾向へ
	・36	行政等で妊娠・出産・育児について相談する親の割合	54.3%	2	65.6%	増加傾向へ
	・37	子育てによる精神的ストレスで悩んだ親の割合	43.7%	3	54.0%	減少傾向へ
	・38	乳幼児健康診査に満足している者の割合	未調査	3	69.4%	増加傾向へ
	・39	十代の喫煙率	未調査	10		なくす
・40	十代の飲酒率	未調査	10		なくす	
の係行 指取機政 標組関・ の等関	・41	薬物乱用防止推進協議会	設置		継続	継続

10 健やか親子21（平成16年）

十代の喫煙率 「健康日本21」4.2未成年者の喫煙をなくす

中学1年 男子 3.2% 女子2.4%

高校3年 男子21.7% 女子9.7%

十代の飲酒率 「健康日本21」5.2未成年者の飲酒をなくす

中学3年 男子16.7% 女子14.7%

高校3年 男子38.4% 女子32.0%



. 子どもを育てやすい環境づくり

指標		平成14年	平成19年	平成24年
標準 の 健康 水準	・ 1 小児科がある病院・医院の数	18	15	現状維持
	・ 2 保育園の一時保育の利用者数	418名	1,398人	増加傾向へ
住民 自 ら の 行 動 の 指 標	・ 3 子育てボランティアの登録者数	87名	196人(社協を含む 4団体)	増加傾向へ
	・ 4 かかりつけの小児科医を持つ親の割合	81.8%	3 82.0%	増加傾向へ
	・ 5 かかりつけ歯科医を持つ親の割合	41.9%	5 42.9%	増加傾向へ
	・ 6 市報きよせを読む人が増える	20歳代：41.6%	3 90.6%	増加傾向へ
		30歳代：70.3%		
		40歳代：83.4%		
	・ 7 父親の育児休業取得率	未調査	3 1.8%	10%
・ 8 母親の育児休業取得率	未調査	3 34.2%	80%	
行政 ・ 関 係 機 関 等 の 取 組 の 指 標	・ 9 公園(都市公園・条例公園・児童遊園・遊び場)の数	88	107	増加傾向へ
	・ 10 親子で交流・憩える場 ・ 保育園の園庭開放の開催数 ・ 学童クラブ施設開放 ・ k net	164回	191回	増加傾向へ
		14回	19回	
		12回	33回	
		—	5カ所	
	・ 11 つどいの広場	—	5カ所	増加傾向へ
	・ 12 児童館(児童センター)	2カ所	3カ所	増設予定
・ 13 子ども家庭支援センター	未設置	設置	設置	
・ 14 通級指導学級数	未設置	1カ所	内容の充実	
・ 15 スクールカウンセラー(派遣相談員)等を配置している小・中学校の割合	小学校：100% 中学校：100%	小学校：100% 中学校：100%	内容の充実	

. 保健・医療・福祉・教育機関の連携

指 標		平成14年	平成19年	目標
行政 ・ 関 係 機 関 等 の 取 組 の 指 標	・ 1 子ども家庭支援センター	未設置	設置	継続
	・ 2 母子保健関係者連絡会(仮称)の設置	未設置	要検討	設置
	・ 3 児童虐待防止地域活動連絡協議会	設置	要保護児童対策地域協議会設置	継続
	・ 4 (仮)清瀬市子どもの発達支援・交流センター	-	未設置	設置
	・ 5 清瀬市子ども発達相談・療育支援連絡会	設置	継続	継続
	・ 6 庁内保健師等関係職員連絡会	設置	継続	継続
	・ 7 食生活に関する地域ネットワークづくり連絡会	未設置	設置	継続
	・ 8 地域保健と学校保健の連絡会の開催	未設置	設置	検討

第6章 施策の推進体制

1 体制の整備

母子保健施策の推進にあたって保健、医療、福祉、教育機関並びに民間の関係団体など関係者の情報の交流を密にし、一層の連携を図っていくものとします。

また、安心して子育てに専念できる環境づくりを進めていくため、国や東京都の施策の動向そして社会環境の変化に対応できる体制づくりに努めます。

2 母子保健計画に基づく推進

本計画の推進にあたり、妊娠、出産、育児、その他、乳幼児から思春期までの子どもに関する現状の把握と課題の分析を図りながら施策の推進と充実に努めます。

3 人材の確保及び資質の向上

市民の多様なニーズに合わせ地域における保健・医療・福祉・教育機関等の協力、活用を踏まえ必要な人材の確保を図ります。また、母子保健に関わる医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士など専門技術職及び各事業関係者を対象とした研修会、学習会等の情報提供や参加を促進し資質の向上に努めます。

4 普及啓発

子育てに関する多様な情報が行き交うなかで、妊婦や乳幼児の保護者が正しく情報を選択し必要な知識を得て、子育てに関する心理的負担感や不安感を解消していくことが大切です。

このため、母子保健及び医療、福祉、教育等の情報を集約した「子育てガイドブック」、市広報、インターネットなどの充実に努めます。

また、地域市民の自主的な育児グループを育成・支援するとともに、活動を率先して推進する人材やサポーターの育成に努め、地域における組織づくりの支援と母子保健の普及啓発に努めます。

附属資料

清瀬市母子保健計画策定委員会設置要綱

清瀬市母子保健計画策定委員会開催経過

平成19年度母子にかかわる各課の取り組み状況一覧

清瀬市母子保健計画改定のためのアンケート調査

清瀬市母子保健計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市母子保健計画策定の円滑な推進を図るため、清瀬市母子保健計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、清瀬市母子保健計画の策定に関し、必要な事項の調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民公募者
- (2) この事業に関し、識見を有する者
- (3) 関係機関に属する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び助言等を聴き、並びに資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月12日から施行する

清瀬市母子保健計画策定委員会開催経過

回	開催日時	内 容
第1回	平成19年6月27日 午後2時～4時 清瀬市健康センター	委任状交付、資料確認 委員長・副委員長選出 議 題 (1) 傍聴に関する取扱いについて(案) (2) 母子保健計画策定の考え方及び今後のスケジュールについて (3) その他
第2回	平成19年8月30日 午後2時30分～ 清瀬市健康センター	議 題 (1) 平成19年度母子にかかわる各課の取り組み状況一覧 (2) 「健やか親子きよせ21」計画の推進目標 (3) 第1回母子保健けいかく策定委員会「会議録」について (4) その他
第3回	平成19年9月26日 午後2時30分～ 清瀬市健康センター	議 題 (1) 母子保健計画に関する統計指標 (2) 「健やか親子きよせ21」計画の推進目標 (3) その他
第4回	平成19年10月31日 午後2時30分～ 清瀬市健康センター	議 題 (1) 第4章 母子保健計画にかかわる現状と目標 (2) その他
第5回	平成19年11月28日 午後2時30分～ 清瀬市健康センター	議 題 (1) 清瀬市母子保健計画 素案 (2) その他

平成19年度 母子にかかわる各課の取り組み状況一覧

部課名	NO	事業名	事業の概要
健康福祉部	1	子育て支援事業	子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、核家族や少子化が進行する中で、家庭や地域における子育て機能の低下が指摘されています。育児不安や孤立感等を解消し、楽しみながら安心して子育てができるように支援事業を実施しています。
		1) 子育て支援活動事業	子育てひろば事業の一環として、一般の保護者向けに子育てや子どもの健康に関する講話をしたり、育児講演会を実施しています。
		2) 子育て相談事業	子育てに関する様々な相談に対応しています。公立保育園(第1・3・4・5・6・7・乳児・駅前乳児の各)で実施しています。平成18年度は、合計2,399件の相談がありました。
		3) 子育て啓発活動事業・地域活動事業	啓発事業 子育てひろば事業の一環として、園庭やホールを開放し、人形劇やペープサート水遊び、身体測定などを実施しています。公立保育園7園(第1・3・4・5・6・7・乳児)で実施しています。
			地域活動事業 園の行事に招待したり、会食やミニ動物園等で卒園児、お年寄り等の地域と交流しています。公立保育園1園(駅前乳児)と私立保育園4園(上宮・野塩・中清戸・すみれ)で実施しています。
	4) 地域子育て支援センター すみれ保育園「コアルーム」	子育てひろば事業の一環として、地域全体の子育て支援のための基盤形成を図るため、家庭への支援活動の企画調整を実施する職員を配置し、相談指導・子育てサークル等への支援、子育てについての情報提供等、子育てについての総合支援を行います。	
	2	保育園	保護者が仕事や病気などの理由によって乳幼児を家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育をする児童福祉施設。認可保育園は公立・私立併せて以下の13園があります。(第1・3・4・5・6・7・乳児・駅前・上宮・野塩・中清戸・すみれ・きよせ保育園)
	3	学童クラブ	小学校に就学している1年生から3年生まで(障害児は4年生まで)の児童で、放課後帰宅しても、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。9クラブあります。
	4	学童クラブにおける子育て支援事業	1) 学童クラブ施設開放 第1学童クラブ・第4学童クラブ・第5学童クラブ・第6学童クラブの育成室を月2~3回(午前中)子育てグループに開放 2) あそびクラブ 各学童クラブの行事等に地域の子ども達を誘い交流を図り、地域の子育てを支援します。(各学童クラブ月1~2回)
	5	児童手当	小学校修了前の児童を養育している保護者に支給します。所得制限があります。
6	児童扶養手当	父母が離婚したり、父が死亡したなど父と生計を同じくしていない18歳に達した後最初の年度末までの児童を養育している母子家庭に支給します。所得制限があります。	
7	児童育成手当	この制度には、育成手当と障害手当の2種類あります。育成手当は、父または母の死亡、重度の障害、父母の離婚などの状況にある18歳に達した後最初の年度末までの児童を養育している保護者。障害手当は、20歳未満の障害児を養育している保護者に支給します。所得制限があります。	
8	乳幼児医療費の助成	市内に在住の義務教育就学前のお子さんが疾病または負傷で医療機関にかかった時、健康保険診療で必要な医療費の自己負担分を助成します。	
9	ひとり親家庭等医療費助成	18歳に達した後最初の年度末まで(障害がある場合は20歳未満)の児童のいるひとり親家庭及び、ひとり親家庭に準ずる家庭に対し医療費の自己負担金を助成します。所得制限あります。	
10	清瀬市義務教育就学児医療費助成制度	小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童を養育している方を対象に保険医療費自己負担額3割のうちの1割を助成するものです。所得制限があります。(平成19年10月1日施行)	

市民生活部 地域窓口課	1	野塩児童館まつり	地域のお年寄り子ども達と一緒に模擬店（焼き団子・フランクフルト）、アニメ映画、ヨーヨーつり、わなげ、ジャンケンゲーム、ペーゴマ手作り広場を楽しみます。 対象：幼児・小学生 時期：10月
	2	野塩児童館「子育て支援事業」【お母さんと遊びにおいて】	毎週火曜日（6ヶ月～3歳）予約なしと毎月第2木曜日（6ヶ月～1歳半）・第3木曜日（1歳半～2歳半）・第4木曜日（2歳半～3歳）は予約制で幼児とその保護者が対象の支援事業。毎月第2・第4金曜日は自主グループによる子育て中の親子が集まる場を提供した事業を実施している。 対象：乳幼児とその保護者で 午前中
	3	野塩児童館「その他の事業」	幼児・小学生を対象に季節に合わせた事業を含め、以下の事業を実施する。
		1)「おまんじゅうづくり」	地域の高齢者の方、他の指導を基におまんじゅうを作ります。 対象：小学生15名程度
		2)「七夕まつり」	笹竹に願い事を書いた短冊等を飾り、完成したものをセンター玄関に飾ります。また小さな笹竹に飾ったものは自宅に持ち帰ります。 対象：幼児・小学生20名程度
		3)「卓球教室」	清瀬市卓球連盟から講師を招き、3日間連続で基礎からゲームまでを学びます。対象：小学生30名程度
		4)「夏休み工作教室」	地域の専門講師指導のもと万華鏡や糸で動く人形等を作ります。 対象：小学生15名程度
		5)「手作りマスコット」	地域の高齢者の方々と一緒にできるいろいろなマスコットをつくります。 定員：15名程度
	4	野塩児童館「遊戯室の利用」	小・中学生が卓球場として、下校後友達を誘い卓球を楽しみながら異年齢の交流を図ります。 対象：小・中学生1チーム1時間以内
		5	野塩児童館「第1会議室の利用」

生涯学習部 社会教育課	1	ジュニアリーダーズクラブ	他の学校の児童・生徒同士が、スポーツ・レクリエーションやキャンプ等の活動を通して、お互いに交流を深め、協力しあいながら様々なことを学び、学校や地域社会でリーダー的な存在として活躍できるように、また、自主性・社会性・協調性等を体験活動の中で養うことを目的に実施。4月から12月、月2回の土曜日・日曜日、全18回、会場：生涯学習センター他、対象：小4年生～高校生、費用：保険代等実費各自負担、参加人数：66人 指導：青少年委員
	2	キッズ料理教室（食育をテーマに）	料理の作り方と食育の基本的な知識を学習し、作る楽しさを味わいます。保護者見学可 実施時期：12月、土曜日の午前・午後1回 会場：消費生活センター 対象：小学生（20人） 費用：材料費各自負担
	3	キッズ科学教室（夏休み工作）	内容：紙粘土とトレーで小物入れを作る。 実施時期：8月、夏休み期間中の午前、2日間 会場：生涯学習センター 対象：小学生（20人）、費用：材料費各自負担
	4	子ども体験塾（パソコン・手づくりおもちゃ遊び）	実施時期：6月から3月、水曜日を基本に午後、月1回 会場：第三小学校・第七小学校 対象：小学3年生から6年生 費用：無料
	5	放課後対策事業 放課後子ども教室	実施時期：未定（年度内実施）、月曜日から金曜日の午後、週4回。会場：市立小学校2校 対象：実施校の小学1年生から6年生の登録制の児童、費用：無料

体育課	1	スポーツ体験キャンプ	キャンプを通して、子ども同士で協力しながら宿泊を行い、ニュースポーツを体験するなかで仲間づくりを図る。対象：小学3年生～6年生、参加費用：保険料・食糧材料代等自己負担
(清瀬文化教育課・スポーツ事業団)	1	母と子の体操教室	母と子のふれあいを図り、楽しく体力づくりをしながら遊びを通してスポーツへの興味付けをする。対象：幼児・母親80組、費用：2,000円(保険料等)、実施時期：4月～11月週1回 会場：市民体育館
	2	下宿市民プールの利用	使用期間：7月中旬～9月上旬、対象：一般開放、費用：小・中学生1回1人100円、大人1回1人300円
(清瀬文化教育課・スポーツ事業団)	3	市民体育館・運動公園の利用	市民体育館(月曜日休館)及び野球場・サッカー場・テニスコートを有料貸出。
	4	下宿児童館児童室の利用	児童室でのすべり台・キックサッカー・ブロック等の遊具を使った遊び場の開放、費用：無料、月曜日休館
	5	子どもフェスティバル	子どもたちの交流の場を提供し、地域とのつながりを深め、親子で楽しめる催し物を企画して実施。実施期間：10月20日 対象：幼児～中学生 会場：下宿地域市民センター
	6	小中学生夏休み将棋大会	夏休み期間、対象：小中学生、経費：無料、定員：30人、会場：清瀬市民センター
図書館	1	赤ちゃんとお母さんのためのお話しの時間	赤ちゃんから2・3歳児位までの幼児とお母さんを対象としたお話の時間。元町図書館で、第3水曜日に行っています。
	2	ブックスタート	市で実施される1歳6ヶ月健診時に実施。図書館利用案内とブックリストを配布。健診の順番待ちをしている親子に声をかけ絵本の読み聞かせも行っています。
	3	「子ども読書の日」の事業	毎年テーマを決めて、4月23日「子ども読書の日」の前後の各図書館のおはなしのじかんを使って工作や読み聞かせを行っています。
	4	おはなしのじかん	中央・元町・下宿・野塩・竹丘の図書館で、本の読み聞かせを行っています。対象：主に小学生以下の児童・幼児。
	5	図書・CD・ビデオの貸出	全市民への図書館サービスとして実施しています。

図書館	6	子育てひろば	子育てネットワーク「K-net」が運営する「子育てひろば」に図書館資料を持っていき、その場で閲覧できるよう展示しています。
	7	ハンディキャップ(障害者)サービス	本の音訳・対面朗読のボランティアの方の養成として、朗読者講習会を実施。視力障害の方の専用カセットテープ・ビデオ・CD・大活字の本の貸出等。
郷土博物館	1	宿泊体験学習	機織りなど昔の人々の生活を実際に体験し、民俗・歴史に関する理解を深め、集団での生活を通して共同生活の望ましいあり方を学びます。 対象：小学3年生 参加人数：約20人 費用：保険料・材料費等自己負担。 内容：1泊2日 機織り体験・昔遊び・藍染め体験・手打ちうどんづくり・食事・銭湯で入浴等。
男女平等推進室	1	2006年アイレックまつり	1995年に男女共同参画センター「アイレック」が開設され、毎年記念イベントとして市民の実行委員により実施 2日間 6事業 9月16日(土)、17日(日) <参考>平成18年度：9月16日(土)子育てトーク「子どもの安全を守るために」参加者16名
	2	女性の自立支援講座	子育てのため仕事を離れた方たちの再就職支援のための講座。10月12日～31日 6回 参加者：延81人
	3	女と男の参画セミナー	性的被害を受けた子どもに対し家族やまわりの大人はどうしたらいいのか。 2月13日 参加者34名 DVがどれほど配偶者をそして子どもを傷つけるのか。そして立ち直るには。 2月20日 参加者17名
	4	子育てネットワーク支援事業	子育て中の親同士の交流及びネットワークの拡がりに向けて年間を通して実施。第2金曜日 午前10時から午後2時 共催：児童センター・健康推進課・図書館。清瀬子育てネットワーク「k-net」スタッフ24名。参加者 1月 計120名 2月 計164名 3月 計117名 4月 計79名
	5	アイレック相談	一般相談：(昼)毎週火・木曜日 午前10時～午後4時、(夜)毎週火曜日 午後5時30分～午後9時 法律相談：毎月第2・4水曜日 午後2時～午後4時 DV相談：毎月第1・3・5水曜日、第1・3金曜日 午後2時～午後4時 しごと相談：毎月第1土曜日 午後1時～午後5時、第3水曜日 午後4時～午後8時

建設と公園課	1	公園・児童遊園・遊び場	市内には、107カ所の公園や児童遊園、遊び場があります。内訳は、都市公園4カ所、条例公園16カ所、児童遊園70カ所、遊び場13カ所、ポケットパーク3カ所 緑道1カ所があります。(公園等の総面積 232,350.31㎡) 自然を感じながら4つのエリアを巡る約4キロの散策コース「柳瀬川回廊」を整備。
庶務課	1	私立幼稚園等補助金	私立幼稚園(市外幼稚園を含む)に在籍している幼児の保護者を対象に、就園奨励補助金及び保護者負担軽減補助金の補助事業を実施しています。
地域健康福祉課	1	民生委員・児童委員の相談	地域社会の中で社会福祉への関心を高め、問題をかかえている人の把握・相談・助言、その他の援助にあたります。
	2	主任児童委員の相談	児童相談所、子ども家庭支援センターなどとの関係機関と児童委員との連絡・調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助・協力をを行います。
	3	市高齢者等住宅保証、民間賃貸住宅・あつ旋事業	住宅に困窮する高齢者世帯、身障者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯に対し、保証・あつ旋し住宅を円滑に確保し生活の安定と安全、福祉の向上を図ります。

学校教育部	1	特別支援学級運営委員会	清瀬市公立小・中学校の特別支援学級の運営等について、必要な調査研究を行ない、教育長に意見を述べ及びその諮問に答えます。その目的達成に向けて、児童生徒の調査研究、特別支援学級の啓発活動や設置及び運営の調査研究に関する事業を行ないます。
	2	就学指導委員会	心身に障害のある児童・生徒に対する就学措置の決定を適正なものとする為に教育長の諮問に応じ協議します。年に2回の定期的な就学指導委員会の開催や、必要に応じての小委員会等での相談を実施しています。
	3	定期健康診断	身長・体重・座高・視力の測定、聴力検査、尿・ぎょう虫卵検査、心臓検査、結核検診、内・耳鼻・歯科検診、眼科検診をそれぞれ6月末までに各学校にて行ないます。（対象は、清瀬市立小・中学校）
	4	就学時健康診断	翌年の新入学児童を対象に疾病異常（内・耳鼻・歯科検診）等を各校にて、実施しています。
学務課	5	食に関する指導の充実	学校給食の献立を活用した中で給食時間や関連教科、総合的な学習の時間等での教育活動への積極的な取り組みです。児童・生徒への個別的な相談指導等、学校栄養職員の専門性を生かした多面的な教育活動の参画に努めています。
	6	就学援助費・就学奨励費	就学援助費は、経済的理由によって、就学困難な児童・生徒の保護者への援助であり、就学奨励費は心身障害学級に就学する児童・生徒の保護者を対象とし、経済的負担を軽減するための補助する制度です。
	7	通級指導学級	清瀬市立小学校の通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童について適切な教育を図るため、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、心身の障害に応じた指導を「特別の指導の場」で行うという特殊教育の一形態です。
	8	副籍	都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校に副次的な籍をもち、地域指定校と交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図る。
教育庶務課	1	児童・生徒の安全確保対策	地域・保護者の協力のもとで、地域の子も達を凶悪な犯罪の被害から守り、安全で健やかな生活が営まれるように取り組む必要があります。保護者をはじめ、地域の方々から「子どもSOS」に登録をいただき、一声運動・援助活動・通報活動・支援活動等を推進するとともに、地域・保護者・学校及び教育委員会との連携を図り、地域の子も達を見守るものです。

学校教育部 指導室	1	教育相談	清瀬市民センター内において 毎週火曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで：児童・生徒の教育上の悩みや問題について相談を受け、改善及び解決を図ることを目的としています。8名の相談員が来室相談、電話相談を行っています。1回の相談は50分単位として相談内容の秘密は厳守されます。
	2	スクールカウンセラー	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、週1回1日、児童・生徒・保護者の悩みや問題について相談を受け改善及び解決を図ります。
	3	適応指導教室フレンドルーム	毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分：通常の学級に適應できず、不登校やいじめ等により通常の学校生活が困難な状況にある児童・生徒に対して心理的な居場所になるような適切な指導を行い、将来的に在籍校への復帰を図ることを目的としています。
	4	健康に関する自己管理能力の育成と薬物乱用防止に関する指導の充実	喫煙及び薬物乱用防止に関する指導について、様々な指導資料の活用を図るとともに、様々な機関と連携を密にして、各学校における指導の推進・充実を図ります。
	5	性教育及びエイズ理解・予防に関する指導の充実	性に関する新たな課題に対応したエイズ理解・予防に関する指導を含めた性教育の推進・充実を学級活動や保健体育の授業の中で、担任や養護教諭が知識の普及及び啓発に努めています。
	6	特別支援学級公開授業	特別支援学級運営委員会の活動方針に基づく啓発活動の一環として、特別支援学級の公開授業を行います。
	7	保健だよりの発行	各学校において、児童及び生徒、家族に対して、健康の保持・増進を目的として、保健だよりを発行します。
	8	学校保健委員会の開催	子ども達の健やかな成長を願って、健康や安全、給食などについて話し合いながら、学校と保護者が連携を図っています。
	9	給食だよりの発行	各学校において、給食を通して食についての理解を深め、健康の保持・増進を図るために児童及び生徒、保護者に対し給食だよりを発行します。
健康福祉部 障害福祉課	1	心身障害児緊急保護	介護者の疾病等、家族の都合で家庭での介護が困難になった時、あるいは、介護者の休養、本人の体験学習などの理由により、一時的に障害児施設、又は障害者福祉センターにおいて保護します。
	2	在宅重症心身障害児短期入所	家族等の都合で在宅の重症心身障害児（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する児童）を介護できない場合、指定の施設に短期入所させることにより医学的管理のもとに必要な介護を行います。
	3	竹丘学園（仮称）清瀬市子どもの発達支援・交流センターへ移行	心身に障害のある児童に対し、保護者のもとから通わせ、集団生活に必要な機能訓練及び生活指導を行い、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とします。
	3'	（仮称）清瀬市子どもの発達支援・交流センター	心身の発達にかたよりや遅れ、もしくは障害のある子どもに対して療養指導を行い、児童の福祉の増進を図ることを設置の目的とする。なお、設置に際して、平成19年度中に整備検討委員会による療育システムの再構築と整備検討を行い、平成20年度建設工事、平成21年度開設を目指す。
	4	障害児放課後等育成	障害のある児童・生徒を対象として、放課後、休日等に集団活動、訓練を行うことにより、地域社会が一体となって障害児の自立の促進を図ります。
	5	タクシー利用料金の助成	重度の心身障害者（児）の方の生活圏の拡大と、経済的負担の軽減を図る為、タクシー利用料金の助成をします。但し、心身障害者ガソリン費補助との併給はできません。在宅で身障手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の方。
	6	心身障害者（児）自動車ガソリン費補助	心身障害者（児）本人又は、同一世帯の扶養義務者が所有する自動車のガソリン費の一部を補助します。但し、タクシー利用料金の助成との併給はできません。在宅で身障手帳1～6級又は愛の手帳1～4度
	7	補装具（交付・修理）	身体障害者手帳をもっている児童に対し、補装具を交付します。
8	日常生活用具給付	在宅の重度の心身障害者（児）で、身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている人に日常生活用具を給付します。	

健康福祉部	1	母子福祉資金の貸付	母子家庭の経済的自立と生活の安定のために、事業開始・事業継続・技能習得・修業・就業支度・就学支度・修学・療養・生活・住宅・結婚・児童扶養資金等の資金の貸付を行います。
	2	入院助産	入院して分娩する時に、経済的にその費用にその費用を支払うことが困難な妊産婦（所得制限あり）に対して分娩費用を給付します。
	3	市生活資金貸付	市内に引き続き3ヶ月以上居住している市民に就学支度金、入園支度金、出産費等貸付をします。
	4	母子生活支援施設入所	生活上いろいろな問題をかかえているため、十分な養育ができない母子家庭のための支援施設です。
生活福祉課	5	母子自立支援員・婦人相談員相談	母子自立支援員・婦人相談員はひとり親や単身女性など女性に関する相談を実施しています。 母子及び寡婦福祉法に基づく業務。 電話及び面接相談 年延数 2,917件 月延数 243件 家庭訪問 年延数 336件 月延数 28件 関係機関連絡 年延数 1,221件 月延数 101件 (平成18年度実績数)
	6	ひとり親家庭資格取得講習受講料等助成	就労に係わるホームヘルパー2級資格取得の受講料の60,000円の助成金。

健康福祉部 児童センター (子ども家庭支援センター)	1	総合相談事業 子ども家庭相談	子どもと18才までのその家庭に関するあらゆる相談を受け、援助できるものは援助し、他機関の対応が必要なものは、そこにつなげ、他機関との連携・協働により最善の援助サービスを提供しています。児童虐待防止、早期発見・早期対応につとめています。
		子ども家庭在宅サービス事業	子育て家庭の保護者が疾病等の事由により児童を養育することが一時的に困難になったときに「子ども家庭支援センター」を中心として関係機関と連携しながら、短期的に子どもと家庭を支援します。
	2	1) ショートステイ事業	保護者の疾病、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、仕事（出張、残業等）或いは社会的事由（家族の看護、事故、災害、冠婚葬祭等）により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を施設等において一定期間養育・保護を行うことにより、地域住民の子育て支援をしています。
		2) 育児支援ヘルパー事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前の段階において、児童の健全育成のため訪問による育児及び家事等の支援を行っています。
		3) ファミリーサポート事業	育児支援を必要とする者「依頼会員」と援助を出来る者「提供会員」をアドバイザーがコーディネートし、支援するシステムです。市民が仕事と育児を両立できるように環境整備をし、地域の支援、市民の福祉の向上を図っています。
		地域組織化事業	地域の子育て家庭等の状況を把握し地域に子育て支援者を増やすため子ども家庭支援センターを中心に「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりをしています。
	3	1) いきいき広場事業	在宅育児において、孤立しがちな低年齢児の子育て家庭を中心に、気軽に立ち寄れるつどいの場を提供し、遊びや子育てに関する情報交換を行う中で育児に対する不安を解消し、仲間づくり等を行うことによって子育て家庭への支援を行っています。
		2) つどいの広場事業	主に、乳幼児（0～3歳）を持つ親と子どもが気軽につどい、交流し打ち解けた雰囲気の中で、語り合い交流を図りながら、育児相談等を行い子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができるようにしています。

健康福祉部 (子ども家庭支援センター)	3	3) 子育てグループ等活動支援事業	市内の子育てサークル支援団体及び子育て家庭のサークルに活動の場を提供し、互いに育児体験や悩みや喜びについてコミュニケーションをとる中で子育てに伴う不安感や負担感を軽減し、サークルのメンバーが抱える育児や子どもの発達の悩みに応えています。また、サークル立ちあげについても助言を行っています。
	4	在宅サービス基盤事業	地域における在宅サービスの量的な充実を図るため、養育家庭制度を広く地域に周知するとともに、養育体験発表会を実施し、養育家庭制度の紹介、養育協力家庭制度の普及の活動を行っています。
健康福祉部 児童センター (児童係)	1	児童館事業	児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設で、児童の健全な育成、総合的な子育て支援及び乳幼児からお年寄りまで多世代交流の拠点として子ども達の豊かな情操を育むために乳幼児事業をはじめとした定期事業を実施している。また、健全な遊び等の指導や指導者の養成にも力を入れている。 中央・野塩・下宿児童館
		中央児童館「乳幼児事業」	市の内外を問わず、乳幼児と保護者が楽しく、かつ安心して安全に遊び、集える場を提供することにより、子育て家庭の支援を行っております。また、中央児童館では、子育て講座等を実施して、親の育成・意識の啓発などにも力を入れています。
		1) ママといっしょ (月1回)	エプロンタイム活動は季節の彩を大切にしておやつ作り教室を実施しています。 ハッピー工作活動は身近な材料を使って簡単な工作教室を実施しています。
	2	2) プレイコーナー (週2回)	プラレールを使った遊び場を作り、親子で自由に遊べる場を提供しています。
		3) 子育て講座	子育てに関する講演会を実施し子育て意識の啓発に努めています。
		4) わらべうた遊び (年5回)	豊かな情操を育むために、わらべうた遊びを行っています。
		5) 乳幼児身体測定 (月2回)	定期的に、身長と体重を測定し、成長をカードに記録できるように実施しています。

多摩小平保健所	1	精神保健相談 (思春期)	思春期に関する問題について、本人・家族及び関係者からの相談を月3回 精神科専門医が実施しています。
	2	保健所保健師地区活動 (重症心身障害児・精神保健・虐待等)	重症心身障害児 - 訪問看護事業対象児と家族の地域支援体制づくりを実施しています。 精神保健 - 精神障害者の早期発見・治療への相談・援助等を実施。予防活動としての「こころの健康づくり」を重要な視点として、地域住民の啓発活動を行います。 虐待 - 子どもの虐待について、保健・福祉・教育の関係者と
	3	専門的栄養指導	アレルギー患者や低体重児などのハイリスク児の栄養指導を市栄養士と連携しながら実施しています。
	4	アレルギー・喘息教室	喘息・アレルギー性疾患について正しい知識と対応方法の習得を目的に実施しています。
	5	障害者等歯科保健推進 対策事業	口腔ケア・歯科受診が著しく困難な障害児に対する歯科相談を行います。障害児(者)施設の自主的な歯科健康管理を支援します。
	6	医療費助成制度	1) 妊娠高血圧症候群等の医療費助成 2) 療育給付(結核で入院されている満18歳未満のお子様に対する給付) 3) 東京都特定不妊治療費助成制度
	7	療育相談	小児慢性疾患などの長期療養児とその家族に対して、保健師による相談や、講演会、療養相談会等を開催します。
	8	病気の子どもピアカウンセリング	小児慢性疾患などの長期療養児とその家族に対して、ピアカウンセラーが日常生活での悩みや将来の不安などについて自らの経験をもとに相談を行います。
	9	周産期医療・母子保健 関係者連絡会	事例検討や関係機関との情報交換を通して、母子保健関係者と周産期医療機関の連携ネットワークの構築を図る。
	10	5市・保健所母子保健 担当者連絡会	母子保健に関する検討や情報交換等を通して、行政母子保健担当者間の連携と、圏域の母子保健の向上を図る。

健康福祉部 健康推進課	1	乳幼児健康診査	<p>3～4ヶ月児健康診査 対象：生後3～4ヶ月の乳児 回数：年12回 内容：集団指導（保育・栄養・歯科）問診・計測・内科診察・個別相談（授乳・栄養・保育相談）</p> <p>1歳6ヶ月児健康診査 対象：1歳6ヶ月～2歳未満 回数：年12回 内容：集団指導（保育・栄養）問診・計測・診察（内科・歯科）・個別相談（心理・歯科・栄養・保育）</p> <p>3歳児健康診査 対象：3～4歳未満 回数：年12回 内容：集団指導（栄養・歯科）問診・計測・視覚聴覚検査・診察（内科・歯科）・個別相談（心理・歯科・栄養・保育・視力）</p> <p>必要な乳幼児には、精密検査票を交付します。 育児不安の強い方には、健診後も相談・支援を継続します。</p>
	2	妊婦健康診査及び産婦健康診査	<p>対象：妊婦は全妊婦。産婦は、産後6ヶ月未満の産婦。</p> <p>内容：妊婦は、妊娠届時に、母と子の保健バックにセットして、妊婦健康診査票を交付し医療機関で実施します。出産予定日に35歳以上の妊婦に、超音波検査票を交付します。</p> <p>産婦は、3～4ヶ月児健康診査と同日実施。尿検査・血圧測定・産後の健康相談・授乳相談・家族計画相談等。</p> <p>貧血検査は、委託医療機関にて実施します。</p>
	3	6・9ヶ月児乳児健康診査	<p>内容：6～7ヶ月児、9～10ヶ月児</p> <p>内容：3～4ヶ月児健康診査時に健康診査票を交付し、医療機関へ委託して健康診査を実施します。</p>
	4	乳幼児経過観察健康診査経過観察心理相談	<p>対象：3～4ヶ月、6・9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健康診査等の結果、要経過観察や心理経過観察相談の希望者。</p> <p>内容：乳幼児経過観察健診及び1歳6ヶ月、3歳児経過観察心理相談を実施します。</p> <p>回数：経過観察健診は年36回、経過観察心理相談は年24回</p>

健康福祉部	5	乳幼児発達健康診査	対象：発達のおくれや発達の気になる、新生児期から就学前までの発達の支援に必要な乳幼児と保護者 回数：年12回 内容：問診、計測、小児神経専門医の診察、心理相談員・理学療法士・保健師による相談を実施します。 必要な児には、紹介状・精密検査票を交付、療育機関等を紹介します。地区担当保健師が支援します。
	6	子どもの計測日	対象：新生児期から就学前までの乳幼児 回数：年36回 内容：身体計測
	7	両親学級・父親学級	対象：妊婦及びその夫 内容：2日間1コースを年6回（年3回 父親学級と併設）定員 1コース 20人 選択1日制 栄養コース年3回 歯科コース年3回 内容：2日間コース 母子に係わる諸制度の説明・母乳育児・分娩の経過・分娩の経過・沐浴実習・グループワーク 栄養コース 調理実習・栄養指導・グループワーク 歯科コース 妊婦歯科健診・グループワーク
	8	離乳食・幼児食教室	<離乳食前期> 対象：3～4ヶ月児と保護者（乳児健診に併設）回数：年12回 内容：離乳食初期のフードモデル展示と講話、個別相談及び試食 <離乳食中・後期> 対象：6～11ヶ月児と保護者 回数：年6回 内容：幼児食の調理実演と講話及び相談 <幼児食への移行期> 対象：1～1歳6ヶ月の幼児と保護者 回数：年6回 内容：幼児食の調理実演と講習及び相談
	9	健診フォローグループ	<こうさぎグループ> 対象： 3～4ヶ月児健診・発達健康診査等の結果、運動発達面で赤ちゃん体操の必要な独歩前の乳幼児とその保護者 1歳6ヶ月児健康診査・3歳児健康診査・発達健康診査の心理相談等の受診者のうち、集団指導がのぞましいと思われる幼児と保護者 <バナナグループ> 対象：
	10	妊産婦・新生児訪問指導等（委託）	<妊産婦・新生児訪問指導> 対象：妊産婦は、35歳以上の妊産婦。新生児は、原則として第1子の新生。里帰り出産により生後60日まで訪問できます。 内容：体重計測・育児相談・授乳相談・家族計画相談・母子事業のPR 対象：生後2ヶ月から3ヶ月児 内容：育児状況の把握と母子事業のPR <母子保健推進活動>
	11	保健師地区活動	<保健師の担当事業> 健康診査・教室・相談・地区組織支援事業・事務等 57%、コーディネイト 8%、保健師地区活動 21%、学生実習指導・研修 3%、事務 11% 地区活動：市内11の地区を保健師6人で分担し、保健師1人あたり11,000人を受け持ち相談を受けます。 地区活動の内訳：保健師による個別援助活動の年間延数は、家庭訪問 469件・面接相談 508件・電話相談 860件・文書 108件・関係機関との連絡・調整 567件。主な関係機関...医療機関・療育施設・保健所・子育て支援・保育園・生活福祉課・子ども家庭支援センター・児童相談所等最近の傾向...養育環境が複雑で生活全般の支援が必要な方が増えており、関係機関と連携しながら支援しています。

健康福祉部	12	歯科保健 (乳児・1歳6ヵ月児・3歳児健診)	3～4ヵ月児健診では集団指導では「歯が生える前だからこそできるむし歯予防の話」を、1歳6ヵ月児健診では歯科健診だけでなく全員に個別で歯の磨き方の実習をしています。また4歳までの「乳幼児歯科健診事業(教室・定期健診・フッ素塗布)」のお誘いをしています。3歳児健診では集団指導エプロンシアターで生活習慣の中でむし歯予防の話をし、歯科健診、必要に応じて個別指導を行っています。健診の結果むし歯あれば予防処置、定期健診の予約をとります。
	13	歯科保健 (妊婦・乳幼児歯科健診)	妊娠中から乳幼児期にわたる一連のむし歯予防のための申込み制事業です。 <妊婦歯科健診> 対象：妊婦 年3回 歯科健診、歯磨き個別実習、プレママ歯の健康教室を行ないます。 <乳幼児歯科健診> 対象：1歳～4歳・5～6歳児 人数 年3000人 内容：むし歯予防教室を入口とし、定期健診・予防処置(フッ素・と銀)等を行っています。
	14	乳幼児救急講座	対象：4ヵ月～3歳児と保護者 回数：年3回 内容：乳幼児の事故防止のための家庭救急法の知識と技術を学びます。 講師：救急救命士等
	15	予防接種	種目：BCG・ポリオ・三種混合・二種混合・麻疹・風疹・日本脳炎 方法：医療機関委託で、個別接種
健康推進課	16	育児講座	対象：満8ヵ月～3歳児位の子育て中の保護者 内容：乳幼児のかかりやすい病気の症状と対応について、小児科専門医師の講話と相談を行う。 回数：年1回 定員制の保育あり。
	17	ママの時間	グループミーティング 対象：就学前の子育て中の母親とその子ども 内容：グループワークを通じて親同士が日頃の育児に関するストレスやつらさを分かち合い、共感し合う場を提供する。 母子分離して子どもの保育を行い、母親にほっとできる時間を持ってもらう。必要に応じて個別相談を行う。 回数：年12回
	18	はじめての歯磨き教室	対象：満6ヵ月～1歳未満児の保護者 内容：赤ちゃんのむし歯予防、歯磨き練習、小児歯科情報など 回数：年3回

健康福祉部	19	未熟児訪問指導	対象：ア．出生体重2,000g未満の児 イ．出生体重2,000g以上で経管・栄養・点滴などの医療を受けた児 内容：児と母親の心身の健康状態を観察し、母親が出産・育児をどのように受け止めているかなど、育児に自信がもてるように援助する。
	20	未熟児訪問指導等フォローグループ	<バンビグループ> 対象：乳児及び保護者 内容：小さく生まれた児等を持つ保護者の仲間づくりと育児相談等 回数：年12回
	21	子育てサークル等活動支援	対象：育児グループ 育児支援団体 内容：子育て支援団体等と連携・協働し子育てサークルの育成と活動を支援する。
	22	子育てガイドブックの配布	対象：全妊婦。 転入で乳幼児のいる保護者。 内容：妊娠届出時に、母と子の母子保健バックにセットして配布。
健康推進課	23	子育てだよりの発行	対象：乳幼児の保護者 内容：清瀬市の母子保健事業の年間一覧表のリーフレットを作成し、母子保健推進員や新生児訪問指導員の家庭訪問時・各種健康診査・相談会場・男女共同参画センター等で配布。
	24	母子健康手帳の交付	対象：全妊婦 内容：妊娠届出時に、母と子の母子保健バックにセットして配布。
	25	妊産婦・乳幼児保健指導	対象：生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯 内容：保健指導票を交付し、委託医療機関で保健指導を実施。
	26	栄養強化事業	対象：生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯の妊産婦及び乳児で医師によりめられた乳児。 内容：牛乳・ミルクの支給。

健康福祉部 健康推進課	27	休日急病診療	内容：休日診療・準夜間診療・夜間診療 実施時期：日曜・祝祭日・年末年始（12/29～1/3） 方法：市民医療機関で輪番制で実施。
	28	休日歯科診療	内容：休日応急診療 実施時期：日曜・祝祭日・年末年始（12/29～1/3） 方法：清瀬休日歯科応急センター（健康相談所）
	29	薬物乱用防止等に関するPR	対象：中学生及び一般 内容：薬物乱用防止に関する教育・PRを図ります。薬物乱用防止推進清瀬地区協議会の事務局として関係機関への知識の普及・周知を図ります。市民まつり・健康まつりでの薬物乱用防止のPR活動。 広報車での広報活動 年2回
	30	乳幼児食事相談	対象：乳児期から就学前までの乳幼児の保護者等 内容：乳幼児に対する栄養・食事の相談（随時）
	31	食育出前講座	対象：市内私立幼稚園の保護者及び園児 内容：幼児期（4・5・6歳児）の栄養や食事の講話・実演・相談等 回数：年3回

母子保健計画改定のためのアンケート

アンケートご協力をお願い

清瀬市では、誰もが楽しく育児ができ、子どもが健やかに育つまちを目標に、母子保健事業を実施してまいりました。

この度、「母子保健計画」の改定の年にあたり、市民の皆様の声を生かしたいと考えております。ご多忙とは思いますが、主旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願い申し上げます。なお、調査の結果はすべて統計として集計し、統計以外の目的には使用しません。

ご回答いただいた調査表は、健診時にご持参願います。

清瀬市健康福祉部健康推進課
保健サービス係 492-5111

質問事項	解答欄		
1. ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がありますか	はい	いいえ	
2. 夫・パートナーが育児のしつけに関わることはありますか	はい	いいえ	
3. 乳幼児健診、教室、相談事業が友達づくりのきっかけになりましたか	はい	いいえ	
4. ご近所とお付き合いはありますか	はい	いいえ	
5. 妊娠中の食事のバランスについて気をつけましたか	はい	いいえ	
6. 妊娠中の鉄分の摂取に気をつけましたか	はい	いいえ	
7. 妊娠中のカルシウムの摂取に気をつけましたか	はい	いいえ	
8. 妊娠中の栄養（葉酸）について気をつけましたか	はい	いいえ	
9. 朝食をとっていますか	母親	はい	いいえ
	夫、パートナー	はい	いいえ
	子ども（1歳以上）	はい	いいえ
10. 子どもの食事の「バランス」を大切にしていますか	はい	いいえ	
11. 子どもの食事で「家族で食べる」ことを大切にしていますか	はい	いいえ	
12. 子どもの食事で「楽しく食べる」ことを大切にしていますか	はい	いいえ	
13. 子育てによる精神的ストレスで悩まれた事がありますか	はい	いいえ	
14. 市や、医療機関の乳幼児健康診査に満足していますか	はい	いいえ	
15. かかりつけの小児科医を持っていますか	はい	いいえ	
16. 市報きよせを読んでいますか	はい	いいえ	
17. 働いている方にお聞きします 育児休業をとられましたか	母親	はい	いいえ
	夫、パートナー	はい	いいえ